

第二十四回
国会

参議院社会労働委員会會議録第三十九号

昭和三十一年五月二十四日(木曜日)
午前十時四十四分開会

委員の異動
本日委員中川以良君及び長谷部ひろ君
辭任につき、その補欠として中山壽彦
君及び須藤五郎君を議長において指名
した。

出席者は左の通り。

委員長 重盛 壽治君
理事 高野 一夫君
谷口弥三郎君
山下 義信君
田村 文吉君

委員

紅露 みつ君
神原 亨君
寺本 廣作君
中山 壽彦君
深川タメエ君
横山 フク君
相馬 助治君
竹中 勝男君
藤原 道子君
山本 經勝君
森田 義衛君
須藤 五郎君

国務大臣

厚生大臣 小林 英三君
労働大臣 倉石 忠雄君

政府委員

厚生政務次官 山下 春江君
厚生大臣官 房總務課長 小山進次郎君

厚生省社会局長 安田 巖君
厚生省保険局長 高田 正巳君
労働政務次官 武藤 常介君
労働大臣官 村上 茂利君
房總務課長 富樫 總一君
労働省労働 安定局長 江下 孝君
事務局長 多田 仁己君

本日開議に付した案件
○理事の補欠互選
○労働保険審査官及び労働保険審査会
法案(内閣提出、衆議院送付)
○健康保険法等の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)
○厚生年金保険法の一部を改正する法
律案(内閣提出、衆議院送付)
○船員保険法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(重盛壽治君) それではただ
いまから社会労働委員会を開会いたし
ます。

委員の異動を報告いたします。五月
二十四日付中川以良君辭任、中山壽彦
君選任、以上であります。

○委員長(重盛壽治君) 次に労働保険
審査官及び労働保険審査会法案を議題
といたします。

御質疑を願います。
○山本經勝君 大臣お見えになってお
らぬので、次官にお伺いをしたいので

すが、この議題になっております労働
保険審査官及び労働保険審査会法案
の内容を見て参りますというところ、従来
ありました基準法の中に盛り込まれて
おります基準法の労働補償の適用外
の問題等については、当然従来あつた
審査会つまり三者構成による協議決定
機関が扱ってきたものですが、これら
の問題を切り離すということになつ
て、新しく問題になっております法案
の中に盛り込まれた、こういうことで
すから、勢いこれは基準法の一部改正
に該当すると思うのです。この点はど
うお考えになっておられるのですか。これ
は次官の方にお願いを申し上げます。

○政府委員(武藤常介君) ただいま山
本先生の御質問でございますが、やは
り基準法に示されておるところと、今
度のこの労働保険審査官及び労働保険
審査会、これの内容が企図するところ
が同じなものですから、この方に大体
それを統一したようなことになってお
ります。

○山本經勝君 統一した新しい立法だ
と思うのです。そこでそうなりますと、
新しい立法をするところによつて基
準法を改正する、まあ一部改正という
ことになってくると思うのですが、そ
ういふ場合にこれはむしろ基準法の改
正が中心になる。なぜかと申します
と、労働者が正常な形で業務に従事し
ている、そういうところが災害をこう
むる、こういうことが問題だ。そこで
この災害をこうむつたものに対して基
準法あるいはその他関係法規の労働者

に対する保護を目的としているのであ
りますから、その労働者がけがをし
た、仕事にけがをしたということに
よつて起る災害に対する負担を軽減
し、あるいはさらに療養によつて健康
の回復して生産に従事し、生活を営む
とともに、生産に寄与するということ
になる。それが筋だと思つておる。そ
うしますと、どう考えてみても、
基準法の改正というところが基本的な問
題になる。ですから、むしろ新しい立
法措置を講ずるのじゃなくて、基準法
の改正ではないかということをもつて
いるのです。その点を一つ御説明を願
ひたいのです。

○政府委員(武藤常介君) ただいまの
御質問でございますが、基準法の改正
は、御意見の通りでございます。

○山本經勝君 そうしますと、むし
ろこういうふうな受け取つてよろしい
でしょうか、つまり基準法を改正する
というところについては、第二十二特
別国会當時からすでに基準法の問題点
について調査をするということが行わ
れてきた。そうすると、全面的な基準
法の改正ということについては非常に
大きな反対の世論がある。そこでい
ゆる基準法改正に対する反対の世論の
ほご先をそらすために、むしろこうし
た新しい立法措置によつて基準法を一
部ずつ削つて行く。あるいは改正をし
ていく、こういうようなコースのよう
に受け取れるのですが、そのように理
解してよろしいでしょうか。

○政府委員(富樫總一君) ちょっと事
務的な経過を申し上げます。御説のよ
うに、本法案の付則におきまして、基
準法の一部を改正するようになってお
ります。これは先ほども政務次官
からお答え申し上げましたように、こ
の部分には実質的には労働保険に入つて
おらない場合の業務上の負傷、疾病に
対する補償ということでございます。

保険で払うか、事業主が直接に払うか
という違いはございますが、実質的
には業務上外の認定にいたしまして
も、あるいは障害等級の決定にいたし
まして、労働保険と実質的に問題は
同じであるわけでございます。そこで
今回労働保険につきましてもその扱いを
改正するに際しまして、当然実質的に
同じような平仄を合せることが必要と
認めまして、いわばその意味におきま
しては技術的な問題と考へておるので
あります。従いまして、この改正につ
きましては労働基準審議会に諮問し
て、その答申を経て成規の手続をとつ
ておるわけであります。一方臨時基準
法調査会というものは基準法の改正の
要ありやなしやというものと大所高所
からの諮問調査を目下していただいて
おるので、この間に別段大した支障は
なからうかと考へております。

○山本經勝君 労働保険に加入してい
ない者という場合に、これはこの間も
問題になったのですが、具体的な事例
が多々あるわけですね。その場合にこれ
は当然労働者なりあるいは基準局とし
ては少くとも労働保険に加入すること
が基本的な建前になっておる、すべて

入るのが。ところが入っていないようなどころで働いておった労働者が一たび事故のために死亡したり、あるいは重傷を受ける、こういうことになった場合の救済措置が、今までの事例から申しますと、幸いにして従来三者構成の審議機関があるから労働者が救われておった。ところがもしそれが単なる今言われるような法規上の解釈適用だけに終るような事態になりますと、実際に即して労働者は救われない。その半面の責任は労働省にあると思う、あるいは基準局にあると思う。たとえばこの間福岡県の嘉穂郡二瀬町下相田に起った事態にいたしましてこれは適切な事例だと思ふ。ところがこれはもとと基準局がこういうようないわけを不法な企業をあるいは経営を営むことを許してはならないのだ。ところが実際は失業者に許し、またやむを得ずそういう人たちが出てきておる。それが実態なのだ。しかも労災保険には加入していない。そうするとそのために死亡した労働者なり、その遺族に対して、補償というものは何らの方法がない。であればこそこうした基準法の基本精神にのっとって救済措置が講ぜられる。そういう場合に法を生かして用いる。まじめに働いた労働者の災害に対する補償という点で私は非常に有効な任務を果して来たのだと思ふ。それを取ってのけるということが私は理解できない。そのことはすぐ基準法の関係のいわゆる敷石である、ステップである。こういうふうに解釈しても私は誤まりではないと思ふ。ですから今言われるような形で改正の手續について正当な手續を踏んできましたとおっしゃるけれども、たとえば労働の三

つ、四つの審議会の答申案が出ております。これらなどにしまして、一月末に政府が要綱を示してわずか一週間の期限を付して、そうして十分な審査を遂げられておらない。さつき申し上げましたように、基準法の一部改正であるというところは疑いがない。おっしゃる通りまたそうである。そうすれば基準法を改正するについては審議会を通して少くとも公聴会を開くというのが建前であつたと思ふ。基準法が制定された當時に非常に問題になった。あるいはその後改正のたびごとに問題になっている。その中でやはり強調されてきたことは、基準法を改正するときはいやくも公聴会を開く。それは審議会が中心になってやることになつておつたはずだ。そういう手續をとられずに、一月末からわずか一週間審議会が打ち切られて中途半端な意見が答申された、こういうところは私は全くの手續上のごまかしだと思ふ。そこら辺を一つ納得いくように、しかも十分な審査をどのようにして遂げられたかを私はお答え願ひたい。

○政府委員(富樫一君) この基準法におきまして労災補償につきましていろいろ問題を起しておる主たる場合は、監督署長が、業務上の災害である、だから五十万円払わなければいけない。こういう場合に事業主が、それは業務上でない、こういうふうな言ひで異議の申し立てをする場合がむしろ圧倒的に多いのでございます。その場合に直ちに監督署長が、ぐずぐず言ふならばこれを送検するといふようなことが、ことによつてあるいは強制執行によりまして払わせるというような措置を講ずるのが建前であるわけでありま

す。だけれども、あまりそれでは事態が激し過ぎるというので、従来は三者構成の審議会でそれを審査、仲裁するというものになっておるのであります。この従来の三者構成の審査会の審査、仲裁というものの拘束力はそれならばどうかと申しますと、それは裁判におきまして一致してそれは拘束力がない、単なる勧告にすぎない、こういうことになっておるのであります。それでそのことはともかくといたしまして、今度労災補償で審査官に労使の代表参加がついてこの業務上外の認定なり、障害等級の決定などをいたすことになりまして、基準法におきましても、実質的に同じような扱いにしようというので、その点につきまして私は別段支障ないと考えておるのであります。でこの法案を労働基準審査会にかけ、そうしてなぜ公聴会を開かなかつたかということでございますが、基準法の改正手續は施行規則等におきましてこれは基準審査会だけでなくて、公聴会も開かなければならぬということになつております。ところが法律そのものはいずれ国会で御審議願ひわけでございますので、法の改正につきましては、公聴会の手續を要しない。まあやつたにこしたことはないけれども、それは国会で慎重に御審議を願ひ、こういう建前になつておるのであります。

な審査会におきまして一週間の期限と申しますか、予算を伴う法案は可及的すみやかに国会に提案することが必要であるという建前に迫られまして、率直に申しまして遺憾ながら一部の委員の方々がもっと検討したいという意見もあつたようでございますが、お急ぎいださまして答申をいたしたいことはそういう事情に基くわけでございます。答申には社会保険制度審査会あるいは基準審査会、けい肺審査会、いずれも五つの審議会のそれぞれ審議、御答申をいたさ、そうしてそこに出てきました御意見はほとんどこの法案の中に織り込めるものは織り込んだし、運用上なすべきことはその運用面にもこれを取り入れて運用するというようにいたしておるわけでございます。さう一つ御了承いただきたいと思ひます。

○相馬助治君 同僚山本委員が指摘しておる問題は大きな政治問題なんだと思ふ。局長がその御説明をされておられますが、そのことはよくわかりました。労働省の立場からはそういうふうな実態に徴して確信を持つても、ちろんお出しになつたのでしようが、私は山本委員と同じ立場に立つて労働大臣に伺ひたいと思ふのです。この法律を出した、提案の趣旨の説明の中に、労働保険に関する審査の統一ある運用を確保するためにこれを出したと、こういうふうな申しておられますけれども、提案の理由は確かにそれで、本法が成立して結果的にどういふ影響があるかというのを予測いたしますならば、労災に関する労働者の請求権、異議申請権これらが必然的に制限され、あるものに至つては剝奪される危険性があると思ふのです。従つて労働者の保護を目的としている労災法、また山本委員が指摘している労働基準法、この事実上の内容的の改正になるのではない。私たちの言葉で言えば改悪ですが、法律的用語でいう改正になるのではない、こういうことを山本委員が指摘していると思ふのです。倉石首相は、就任当初に労働三法の取り扱いは慎重を期さなければならぬ、私の見解をもつてすれないという声明をされて、当時労働界からもかたがた受け取つたのでございませうが、その御精神とは、いささか背反しているのではない、かように思ふのですが、これらの経過に対する倉石首相の所見を承わつておきたいと思ひます。

○國務大臣(倉石忠雄君) 本法の改正案の趣旨説明の中のことを御指摘になりましたが、基準法の関係のところは先ほど来答へがありました点でありまして、私どもは当初私が就任当時申しました趣旨と、私どもの考えはちつとも変つてないものでありまして、本法はやはりこういうふうな改正をすることの方が、提案理由で申し上げました趣旨を生かすのにこの方がいいのだ、こういうことであつて、相馬さんの御指摘になりましたような、いわゆる労働者の利益を剝奪するといふような趣旨は毛頭ないのであります。この本法を適用した結果も、やはり従来あるこの委員会が御説明申し上げておりますように、労働側にとって不利益な点は私はないと思ひます。

○相馬助治君 私もただいま申しましたように、そういう実態の上に立つて今労働省を非難していないのです。局長がその説明されたような実態の上に立つて、確信を持って提案理由に説明された精神でもつてお出しになつたと

いう善意の意思を別に疑うわけではないが、結果的には労働者の請求権、異議申請権というものが制限される、こういうことが予想されると思うが、どうなのだ、そういうことになれば、実質的に労災法なり、労働基準法なりの内容的に改悪に通ずるものではないか、これは前の労相の声明その他とは背反しないか、こういうことを聞いておる。

○国務大臣(倉石忠雄君) 働く側の請求権が本法改正によって制限を受けるというのではないと思ひます。

○相馬助治君 異議申請権はどうでしょう。

○国務大臣(倉石忠雄君) 御承知のように、第一段階と第二段階、そうして今度變つていまして、第二段階において審査官というものでやるという点が變つておるだけでありまして、異議申請については従来通りであります。いわゆる第一審で従来通りの取り扱ひをいたすわけであります。

○相馬助治君 審査会が廃止になる関係上、異議申請が中央に持ち込まれる、そうすると費用その他、地理的条件が遠くなる、こういうことから実質的には制限されるというふうに私は考へるのですが、私の誤解ですか。実際の影響を聞いておるのです。

○政府委員(富樫總一君) その点につきまして御説明申し上げます。第一に、監督署長の決定に対して不服がある、それを従来審査官がまず第一に扱つてきている、この扱ひの実際は前にも申し上げましたように年間約三千件でございます。その三千件を審査官が扱ひまして、そのうち二千八百件は審査官の決定に関係者はまあともかく

納得して解決した。残りの二百件が各府県に置かれます三者構成の審査会にかかつておった。その分がいろいろ各府県の審査会の決定にまちまちなところがございまして、非常に工合が悪かつたので今回改めて、この社会保険審査会と同じように、中央で行政救済の最終決定を統一的に合理的に決定したい。ただその場合に一々この中央に出してくるのも何かと思ひまして、従来審査官が単独で決定しておった段階に今度は労使の代表参加が三千件の全部につきまして審査官に立ち会ひまして、そうして慎重に、その設備で慎重に扱ひます。その分におきまして、すなわち件数の圧倒的大部分につきましては、従来審査官が一人でやつておつたものに労使の代表参加がつきまする、一段とその点につきましては、関係者に対してこの手厚い審査なり検討なりが行われると、私もこれは当然なことと考えておるものであります。中央に持つてくるにつきまして、一々北海道なり九州なりから中央に出でなければいかぬという心配が一部に、さつと考えるとあるわけでございます。おっしゃいますようにあるわけでございますが、これも実際問題といたしまして、そういう監督署長それから審査官代表参加、そうしてその間に医師の鑑定その他が行われまして、事実の認定、事実そのものの認定はほとんど現地で、当事者の争ひなく事実の認定はできます。問題は事実の認定が確定した後に、それならば法規上それを業務上と見るかどうか、そこに法規上の相当な因果関係があるかどうかという法的判断あるいは指一本切れたという事実そのものが明らかになつた

後に、この障害等級が十一級か十級かというような法規の当てはめ方が最後に残るのが通例でございます。一々その府県につきまして、関係者の方々が東京まで出るということとはほとんどございまして、考えられなないのでございまして。しかし、もしありたいましたすれば、そういうことじゃもちろん気の毒でございますので、中央の審査会の者が現地に出張いたしましたして、何とかいたしまして、そういう迷惑のからないうちにいたしたい、この点につきまして、社会保険審査会の実情あるいは従来失業保険の審査も従来より中央で最終的には決定しておりましたのですが、そこら辺の運用状況を見まして、別段支障がないという確信を得ましたので、そのようにしたわけでございまして。

○相馬助治君 この点確かめておきたいのですが、地方における審査会の決定が必ずしも統一されていらないので、この決定を統一し、権威づけていくためにこの法律案を提出している、と申し出ておるのですから、労働者の申しておることは、全く筋が立つておると私も考えておるのです。ただ、私が手元に持つておる資料が、これがある府県の特長な例なのでしうか、お尋ねしたいのです。というのは、最近の神奈川県における資料を私手に入れて持つておるのですが、この個人の訴えに対して、審査官と審査会との容認の比率が、昭和二十八年に於いては、審査官の容認の比率が三三・四四%、審査会はわずかに九・一%、ところが二十九年度になりますと、審査官の方が一八・一%になって、審査会の方は三三・三%と伸びてきておる。昭和三十

年度におきまして、審査官が容認した比率が三七・九%で、審査会が容認したのが五七・一%となつておる。そうしますと、労働者が考へておる審査官の方が容認の度合いがゆるやかであると言ふのは、これは全く違う傾向がここに生まれてきておる。しかも見逃し得ないことは、審査会の容認の比率の方がだんだん伸びてきておるといふ、この現実なんです、この例自体は特殊なものでしょうか。そしてまた、この法律案が成立するならば、労働者の請求権や、特に今問題になっておる異議申請権が制限されると訴えておる労働者の訴えは、誤解に基づくものなのではいか。この点を局長からはつきり承つておきます。

○政府委員(富樫總一君) 神奈川県だけの資料はここにございせんが、たとえば、先ほどから申し上げました数字は昭和二十九年度でございます。三十九年度はまだ取りまとめ中でございまして、二十九年度におきましては、審査官が扱つた件数が三千件でございます。その三千件に対して、全国的に不服があつて審査会に持ち込まれたものが二百十五。で、審査会がこの二百十五のうち審査官の決定が間違つておるといふ要求を容認したものが三十八件、一部を容認したものが九件、こういうふうになつております。で、この傾向がどういふふうになるか存じませんが、少くとも従来審査官が三千件扱つておる。そのうち約二千八百件はそのまま解決して、残り二百件が審査会にきたのであります。今回は、審査官の段階に労使の代表参加が入りまして、先ほど申しましたように、手厚い調査研究が行われます

ので、審査官の段階でもうすでに相当煮つめられて、上に持つてくる数は相当におのずから圧縮される、こういうふうにも私ども考へておるわけでございまして。

○竹中勝男君 それに関連して伺いたいのですが、最後に二百件残つたものが中央審査会にかかるというふうな場合に、その二百件というのは相当めんどうな事件だらうと思ふのですが、三人の審査会で、その独自の事務局を持たない審査会が、それで審査会の事務局が円滑に運ばれると思われておりますか。

○政府委員(富樫總一君) これは中央の審査会は独立で、むしろわれわれの役所側が被告みたいなことになるわけで、独立の建前をとりまして、その事務局という大げさな名称はつけません、社会保険審査会等の例にならひまして、私どもの方といたしましては、官房総務課に一応その事務を取り扱う係りを設けまして、支障なきを期したいと思つておるものであります。先ほど申しましたように中央に来るときには、事実の認定その他につきましては、相当煮つまつて最終的に法律上の判断を加えるという場合がほとんどでございます。それに中央の審査会の三人の委員の方が、そこにおきましてそれぞれ失業保険、けい肺、あるいは労災保険というそれぞれの事業につきまして、それぞれの専門の労使の代表参加がつきまして判断を下す、その間に私どもは庶務的ないろいろの手数が、そうかかるといふことはほとんど想像し得ません。そこにおきましては、他の類似の決定例とか、あるいはそういう類似の事件に対する裁判の決定例、

判決例とかといったような資料などを収集整理するということになるが、必要であるというふうに考えているわけでございます。その事務局と申しますか、総務課には、そのために労災保険と、それから失業保険のそれぞれのエキスパートの職員を配置する予定であるわけでございます。

○竹中勝男君 この法律は全国を一般的に対象としている法律なんです、この法律は特に炭鉱地帯とか、北九州とか北海道とかという地理的に相当重要性があると思うのですが、それに対して何か特に法律的に、地理的に特別なあれはできないのでしょうか、行政的に何か特殊な方法が考えられておられますか。

○政府委員(富樫一君) そういう地理的なところに申ししますか、北海道、特に従来の事例から見ますと、九州、福岡に事件が多いわけでございます。これは、わかれの方と出てくるというところは、わかれの方と出てくるというところ、非常に困るので、できるだけ現地解決をしたいというので、ほとんどの県は審査官が一人でございますが、福岡は特に現在五人の審査官で、今後はさらに実情をみまして、現地の段階における審査が手厚く慎重に行われて、そうやみくもに中央に送ることのないように、審査官の増員等を目下考慮している次第でございます。

○山本経勝君 大臣にお伺いしたいのですが、私たいたいまの竹中委員のお話にもありましたし、また局長のお答えの中にもありました、全国的に見まして、福岡県におけるこの種事案というのは非常に多いわけなんでありまして、三十一年度の現在におきまして八百

七十九件、約八百八十件に上る問題が出て、審査会もこれに対して現在四十五件を扱っている、こういう実情なんです。そこでいろいろ私福岡の労働基準局の方に参りまして実情を聞いたのです。今度の立法措置につきましても、この意見も徴したわけでありまして、現在のような三者構成による審議決定をする機関が地方にあることは第一望ましいというところを、率直に係官の皆さんは言っている。それでその理由としては、具体的なたとえその等級の変更あるいは業務上の認定、いろいろ具体的な項目がありますが、それについて申請をして、窓口ですぐ一応の便りか決定が行われ、それがさらに再審の形で審査官の手に移る。そういう段階におきまして、それぞれ労働者もしくは組合からいろいろ陳情、要請あるいは抗議、こういうふうな形で窓口に来られる。それで今度とは、審査官の判定に対して不服があるという場合に審査会が開かれて、そこで審査に当るわけでありまして、そのうなりますと、その審査会という機関があることによつて、三者構成でもって協議決議されたことについてはたとえ多少不服がある場合もやはりないとは言えませんが、しかしながら、まあまあ今日までやられてきた実態を見てそれで納得をしている、こういう姿がはっきり見取れる。もしこれを今度の立法措置によつて審査官が労使双方の意見を単に……、何か先ほどから参与と申されるけれども、この際条文の中には単に意見を聞くとかになっていない。そういう形になってきますと、

異議の申し立てをするのでありますから、そこに焦点が集まってくる。こういうふうになってきますというところ、円滑に処理できる問題でもなかなか円滑にできないような事態も起る。そこで今申し上げるように、毎月、少くとも一週間程度の日時にこの審査会に何件も同時にかけられて審査会を続けられておる。これにつきましても、三十一年度におきましてもたつた一回流会があっただけで、その他各委員の皆さんが非常に協力をしていただくので、基準局としては非常に助かっておるといふことを率直に申している。それからさらに費用の点でどうなのかというところを伺ったのであります。これについては、これらの審査会に要する費用は、福岡におきまして申し上げるようには非常にたくさん案件を取り扱っておるにもかかわらず、非常に安い手当で犠牲的に皆さんやっておる。従つて会議の費用等含めまして、手当を含めて約四万円程度だ、こういうのです。もしこれが審査官になることによつて経済的に浮ぶものがあるかというところ、むしろそうではない。先ほどの話のように、増員をする必要に迫られておる、そうしてさらに労使双方の参与を立てることになりますと、何らかの費用を伴うことはこれは必至の情勢だ……、そうすると、費用の面から見ましてもあるいは実問題の処理から言ひましても、何ら支障がないし、むしろ現在よりよくしているというところ、それをどうして現在変えなきゃならぬと労働省側は主張されるわけでありまして、その中には、先だって前回にも御質問申し上げたので

あります、同じ事案が地方によってあるいは審査会によつて法の解釈適用等に相違もあつたというところも言われたのであります。まあそういうことはこれは実態に即する限り起り得ることだと思ふ。そこら辺の是正は、労働大臣として適当な是正をなさるのが私は当然な責任だと存じますと申し上げる。しかしながら、この改正をなさる必要というのは私どもも言はず。そこで先ほど御質問を申し上げたのですが、局長のお答えは、つまりこのことがたとえ法規の解釈適用上法律的に何かと的確に行われればそれでいいのだ、あるいは労使双方の意見は十分に取入れて手厚く処理される、こう言われる。そのために審査官の審査に第二審から参与をさせる、こういうことではあります。そうなつてきますれば、従来あつた機構をそのままに存続していてもこれはいささかも都合はないと思ふわけですが、これをどうしても変えなきゃならぬという根本理由が理解できぬ。そこでこの点について大臣の的確な御説明をいただきたいわけなんです。

○国務大臣(倉石忠雄君) 前回の委員会のときも、その点についていろいろ御熱心な討議があつたわけでありまして、私が私どもといたしましては、最終的に裁定をいたします労働保険審査会にやはり準司法的な意味を持つておる權威ある審査会でございます、これにしばしば申し上げますように、両者の代表に参与していただいて、そして最終的に決定をする準司法的立場を持つておるものは、やはりこの今回の原案のような審査会の委員三名でやつてもらう方がいいではないか。労使双方の方

のことにについては、先ほど来御説明がありましたように、すでに窓口及び審査官の方で十分に両方の意見を吐いていただいて実情の調査をいたしておるのではありませんから、最終的決定機関である労働保険審査会はこの回のこのやり方の方がいいと、こういうふうに思ひまして改正案を出したわけでございます。

○山本経勝君 この今の案によります中央に設置される審査会、これは一応三名になる、それに対する労使双方の参与を認めていく、そうしますと、協議検討せざるというところになれば、これは今までの構成が、実質的に決定の最終的段階というものは、やはり三、三、三の構成による従来の構成の中で、この何と申しますか、中立的といひますか、公益的立場にある委員の判定、このことが尊重されたことは言うまでもない。こういうふうに考えてきますと、どういうわけでそういう形に変わなければならぬのか、この変えなければならぬ理由が私にはわからぬという点を申し上げた。それでなくて、いま一つの問題は、かりに中央にこういうものが三者構成でできても、この問題は先だつてからいろいろ御答弁をいただいておりますが、地方に起る、つまり東京に起る問題ももちろんあります。ありますけれども、申し上げますように、一番災害の多い産業の分布してある地方に多い。炭鉱等におきましては、御承知のように、年間約七百名に上る死亡者を平均出しておる。これらの取扱ひ等につきましても、常にこの審査会が活動しておる、こういうふうに見て参りますと、やはり災

害の多い産業の分布してある地方はやはり重点的に問題があると、こう判断をしても誤まりでなからうと思う。そうすると、その地方に直接審査に携わる機関がある方がはるかに有効であると考え、それを中央の方に持ってきて、しかもわずか三人で、実際には二百五、六十件になるという多数の事件を、直接現地の事態に即して解決するのじゃなくて、法規の解釈適用だけに終るといふ危険があればこそ、私どももなすけぬといふことを申し上げておる。ですから、ここで改正をしなればならぬ、あるいは新しい立法措置を講じなければならぬという理由が、ただいまの大臣のお話ではうなずけない、これは労働者が産業上の災害であるかあるいは保険等級の適用あるいはまた災害等級の認定等について不服があるといふことを申し出るのには、やはりその災害をこうむった現地が基礎になるというところは大臣御想像願ふと思う。そうであるならば、少くとも現地においても審査官を中心にして、労使双方の意見を十分取り入れて、手厚くやろうと言われるのだから、従来の三者構成の機関を存続されても、経済的の面から見ても、労働者を保護しようというのであれば、実際上大きな負担に政府になるわけでもない。ですからそういう点から従来の機構を変えなければならぬという理由が、どうもそのほかにあるような気がしていいない。それでこれは特に三者構成の協議決定といふことは、私はしばしば強調するように、労働委員会等におきましても、また公共企業体労働関係法等の際にも強調した点ですが、労使間の問題、いやしくも作業上の補償は労使間

の問題にもつながる基礎になる。労使の紛争等についても同様である。こういう問題は、やはり自然にできてくる雇用関係でつながる労使関係の中で、まあ民主的に、かつ、自主的に解決されることの方がはるかに望ましいルールだと思ふ。そういうような形において、従来のやってきたことが非常に欠陥がある、これは非常に工合が悪いといふことならば、なお、検討し直す必要がある。御承知のように、福岡の基準局では、全国の約二割五分の事件を取り扱っておる。その取り扱っておる基準局で、いささかも不都合はないといふことを明白に言っておる。もしそういうことがないとおっしゃるならば、福岡の基準監督署にありまます審査官の皆さんをここに呼んで聞いていただいてもいい。そこを私は申し上げておるのであって、もう少し、通り一べんのお話でなくて、実際に即したものの考え方を大臣から一つ御説明をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) 御承知のように、たとえば労災保険の関係、労災補償の場合は、その今のお話のように、できた事業がありまして紛争が起きた、そういう場合には、地元の基準監督署長の審査または仲裁が行われて、さらにその上で労働者災害補償保険審査官に持ち出される。そこでは御説明申し上げておきますように、労使関係が参画いたしまして、事実については十分な検討をいたし、そうして大体大部分のことは、この地方の審査官の程度で決定をされておる。その場合に、すでにもう労使双方の代表が参加をされて、十分ここで煮つめて、なおかつ、法律的にも疑義があると

いったようなものだけが中央に持さ出されてくるわけでございますから、その中央の労働保険審査会でも、また双方の代表の意見を十分に徴して、そして最終的に判定をする場合には、やはり今度のような組織で、準司法的な立場を持っておるわけでありまして、十分両方の見解、事情を聴取した上で、この審査官が中立的立場に立って判定を下す、こういうやり方の委員会がほかの類似のものにたくさんございまして、御承知の通りであります。これは、やはり私もいたしましては、この最終的決定をする場合に、このいう独立の機関がやる方がいい。こういうことでありまして、労働者側の事情を十分に聴取し、検討するといふことは、すでに労働者災害補償保険審査官あるいは失業保険審査官の段階において、従来のようにありますが、今回でも、ずっと労使双方の主張を十分に、参画していただいて、検討するのでありますから、御心配のようなことが薄くなるというところは断じてないと思ひます。ただその最終的決定が、今回のような独立した立場を持っておる準司法的な判決を下す審査官を最も妥当とする、こういうことであります。

○山下義信君 関連して質問したい。山本委員は、政府がやるとして今回改正の必要を述べられておるんですが、今、大臣がおっしゃった理由で、それはどうしても納得がいかない。その改正の理由が何かにあるんじゃないかといふことを繰り返し追及していられるわけなんです。私もちょっとそれに関連して、改正の理由が何かあるかあるんじゃないかという私もその気がする。どうもわからぬのです。

○政府委員(富樫一君) 私からその事務的な経緯だけを……。

○山下義信君 事務的な経緯はいい。労働省として現行制度をやめてこの制度を一つとしてみようという、そういう気持ちになったのは、いつからそういう気持ちになったかといふことを一つ聞かなければならぬ。

○国務大臣(倉石忠雄君) これは私の就任前のことでございまして、同じようなことが厚生省関係でございまして、こういうシステムにおやりになりました、そのころから労働省では、なるほどこの方がいいんだという考えを持っておったようでありまして、これをだんだん検討いたし、そうして先ほどお話をいたしました四つの審議会にもおかけをいたしました、そうして協議研究をしていただきました結果、やはりこの方がいい、こういう腹をきめて今回御提案申し上げた、こういうことであります。

○山下義信君 提案になりますその経過はいいんです。そうなんです。数年以前。それはいいんですが、数年前からこういう制度をやってみようというお気持ちがあったといふことなんです、が、そうじゃないでしょう。数年前は、労働省は、このシステムが労働省

審査の機関に参画せしめるということのその特徴は、厚生省関係は廃止して、労働行政をつかさどる労働省として、非常な重視して、私は今の現行制度をあなた方は使ってきた、教えてきたのだらうと思うのです。社会保険審査会の方ではこういう三者構成はかりに廃止しても、直接に労働行政に当っておる御当局は、あなた方は取り扱う件数の少ないことと、それと仕事の上に向差しつかないことと、むしろ現行制度の方が特徴がある、労働省としては、この制度の方をまされりとして当時そういう考えを持たれていたのであらうと思うのです。どうですか。

○政府委員(宮澤謙一君) 当時私は基準局長でなかったが、ただ省議の一員として知っていた限りのことを先ほど事実として申し上げたのでございます。その他におきまして省議全般の空気が、次官からこの制度の紹介があったときに、みんなが一致して積極的にわが方を検討に値するということがあって、それ以外のことを下の方の課長とか何とかがどういふことをどういふ所へ言ったか知りませんが、少くとも労働省の意見は、大臣を中心とする省議が一番の正式な見解でございますので、先ほど申し上げたところで、一つ当時の労働省の心持としてお受け取り願いたいと存じます。

○山下義信君 私他の方では、この審査会のシステムも早くから使っている、能率がいいとか、その制度が工合がいいとかいふことが今ごろにわかるというようなことはこれはまあ通じません、そういうことでは、ですからこういう制度の方がもしいいというならば、早くから気がつかないかならな

い。何の必要があつて他の方面では数年前からやっておるのを、労働省が今ごろになって、この方がいいのだらう、現行制度よりはの方がいい、言葉をかえて言えば、現行制度はどこかに弊害がある、欠陥があるということが、今ごろに気がついたというのでは、これはおかしい。だからいつからこういう制度をとらうというに気がついたかというのを聞いてみるのです。諮問したのは数カ月前かもしれないが、労働省がこの制度を一つやってみよう、この制度の方がいいということをいつごろからそういうことに気がついて考えたか。言いかえるならば、現行制度のどこが悪い、運用してみても、今運用しているのはどこが悪いということにいつから気がついたかということではなくちや、ただ事務的にこうやつた方がいろいろと便利がいいというだけでは、労働省がこの新制度をとらうとする心境の変化というか、そういうことを考え出したことと、この何か別に一つの労働政策の上に一貫した考え方があるのじゃないか、その腹の底をもし疑うというならば疑う方が当りませんと言わなければなりません。この間公労法の方で労働者を排除した。また今度の審査会で排除した、何か一連のこれらのいろいろ労働施策の上に、この労働者の立場というものを、つまり次々と排除していくという一つの貫いた考え方を持たれておられるのかという疑惑があるまいと思ふ。そういうところの疑惑を一通りしたして、それで改正案を提出した理由というものを私はもっとも明らかにする必要があるのじゃないかと思う。そういう深い考えがなくて、

ただ事務的に、少しおそくなったかも知れぬが、今ごろ、このシステムがいいと思つてこれを一つやってみよう。件数はやっぱり少い、大して今のでも差しつかえないけれども、いろいろと準備の都合があつて、差し繰りの必要があつて、大した意義がないが、ただ社会保険審査会等と右へならへの形を整える程度のものじゃないかならそれでいいと思ふ。どこかに深い理由があるのか。大して深い理由がない、ただそういう程度の単なることの改正の理由だということでは、これはもう根本本から明快にしておかれるがいいと思ふ。どうでしょうかね、大臣。

○国務大臣(倉石忠雄君) 私が就任いたしましたからいろいろな点について省内で検討をいたしました、先ほどもお話し申し上げましたように、これはその前から懸案になっておりました事柄で、これを検討いたすと同時に審議会にもかけまして、審議会の御答申もあり、私もやはりこの方がよろう、こういうことで提案をいたしましたわけでありまして、御指摘の中にいろいろなところから労働者を排除していくといったような御心配のお言葉もあつたやうであります、私もそれはそういふ、かりにもそういうことをおっしゃられるのはなほ残念でございます、そういう気持は毛頭ないのでありまして、そのためには労働者災害補償保険審査官の場合は十分に両方の意見を聴取して、そこで煮つめるという態度にはちつとも変わっておりません、ただ最終的決定をいたす準司法的な立場を持つておるものはやはり今度のようないふことがいいのだ、こういうことでありまして、そのほか別に他意はな

いわけでございます。

○山下義信君 私は関連質問だからこの程度に伺つておきますが、おそろく山本委員の質問の真意も何か他に重大な理由がひそんでゐるのじゃないかと、いう疑惑を私一面持つておるのに関連して伺つておいたのですが、しかし当局のそういう暗に労働者をオミットする、そんなふうなことは毛頭考えていないという平仄を合せるならば、ただ裁判的な性格に移行するのであつても、それに何か参与、参与という言葉が聞えたが、どういう意味か知りませんが、この代表者、名称も何もないので……、それらの方の意見を聴取するというその意見を聴取するという性格といふか、その点をどういふふうに意見を聴取するかという内容といふものを、当局は明快になさなければならぬ。あるいは裁判で言うならば、陪審官程度に非常にその意見を尊重するか、何か具体的な安心するような点を、しばしば質疑応答には出ますけれども、ただ尊重するといつただけじゃ、これは通り一べんの言葉になるので、これらの代表者の意見をどういふ形で尊重していくかという言葉を与えて安心をさせなければ、私はその当局の御趣旨が一貫しないと思ふ。何かお考えがあるだらうと思ひますが、それはまた私の質疑のときに伺ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) 私ども本院で本案の改正案を御審議願つております間に、実は私もが予想しておりませんでした御心配のお言葉を承るの、その点について非常に、なるほどなといふことも考えさせられました、で、私もといたしましては、決して労働側を排除し、労働側の不利益になるよ

うなことは毛頭考へる意思はございませんので、本法通過の場合には、政令もございまして、それから二十何条かで労働保険審査会の運営について事務的なことを決定いたすわけでありまして、そういう場合には、十分皆様方の御意向を尊重いたしまして、御心配のような点のないように、また私どもはそのことはまことに意外なことではございますから、そういう点については十分慎重にいたしまして御心配のないようないい運営のできるよう心がけて参りたいと思ひます。

○山下義信君 今労働大臣から含みのある御答弁をいただきましたから、私も付言しておきますが、よくは存じませんが、私は、これは倉石先生の方がお詳しいだらうと思ふのですが、言うまでもなく、これは何といひますか、アメリカの制度を取り入れた——アメリカの審査官のこの制度は、私どもが承るのに、また暫見するの、この審査会制度、審査官の制度に關係者を参画せしめる行き方は、私は日本のようにただ単に意見を聞くという程度じゃないと思ふ。關係者の意見を取り入れるのは、ほとんど陪審判事的な立場を以ておる。従つてこの審査会の制度というもののいふゆるリファリーの制度が非常に重要な性格を持つておる。それでみな片づいておる。でありますから、私はこの關係団体の代表者、労働代表者の意見の聞き方、参与させるさへ方というものをこの裁判制度の上でどういふものを取り扱うかといふことは、当局もよほど意を用ひになりませんか、私は審査会制度といふものが一般的にはヒヤリング——ことに關係者の証言される

地方における審査会を廃止し、労相より任命された政府職員である審査官によって審査決定する、こういうことの結果的には相なるわけです。そこで、ここでは労相が、第一、問題です。どういふふうにものを考え、どういふ労働行政を行おうとする人間であるかということが非常に問題になるわけです。それから第二には、法案第十三条によって関係代表者の意見を聞いて公正を期す、こう言っておりまうけれど

○竹中勝男君　その立法当時の精神と言われますけれども、政府が保険者なんです。その保険者が任命する委員というのは、どうも機構上公平が期せられないという疑点があるのですが、そうして労使の代表者が意見を述べることで済ますけれども、それはさっきの御質問にもあつた通り、これは審査官は聞かなくてもいいし、また聞かないことが多いだろうと思ふ。日本では大役

官者の両者の中間に立つて厳正公平な
 裁定を下してもらへることを審査官に
 期待したしているわけでございますか
 ら、しかもその審査会の事務の運営に
 ついては、二十三条で指摘いたしてお
 りますように、政令等でその事務をこ
 ういうふうな方法でやってもらいたい
 ということを含めるわけでございますか
 から、その点については遺憾なきを期
 しておるわけでございますか。

○山本経勝君　先ほど山下委員の方が

下委員からもお話があったのですが、公労法の改正の際、この委員会に私は五・三・三の構成による公共企業体労働委員会の仲裁裁定に関する最終決定がこの五名からなる公益委員によってなされるということ、しかもそれが今申し上げたように、国会の同意を得て総理大臣が任命したということとなされることによって、公正に行われるのだからということが議論になった当時、大臣はこういうお話をなさっておる。私の

また、今度この次にくるものは何かと
いうことを私は一応想像せざるを得
ぬ。この前のお話のように、労働委員
会における不当労働行為の判定と準司
法的事務であるそうしたもののについ
ても、こうした方がいいのだということ
を常に大臣は言っておられる。そうす
ると、先ほど私も申し上げましたよう
に、労働間に起るこれは紛争のみなら
ず、この等級の変更あるいは業務上の
決定等の問題についても、職場を中心

にした労使の問題だ、そこがともとも引っぱっておるのだ。そうすると、こうしたいわゆる民主的な機構が一々削り抜けて、やがては皆の労働争議調停官とか、小作争議調停官、こういうふうなものを作り上げたいという御希望が腹の底にどこかにわたかまっているのじゃないか、こういう懸念がしてどうにもならぬ。それで、私はむしろそれよりはかに理由がありゃしないか、そういうことをお伺いしたのは、はつきり申しましてそういうことなんです。ところが、そのコースを逐次進行している、こういうことを考えますときに、こういうような改正の正当な法の欠陥がここにあるのだということが具体的に指摘せられて、こういうふうなこれを改善したらどうかという御提案であるならば、われわれ喜んでそれに對する協力をすることは言うまでもない。ところが協力ができない。そういうことから私はもう少し、ほんとうにどういうふうにやられるのか、實際上として現地において基準局の話を伺いますと、現行の三者構成による協議決定機関が労使双方の協力を得ることによつて非常に円滑に事態が起きているということを明らかに言っておる。にもかかわらず、労働省ではそれとは全く逆のコースを打ち出しておる、こういうふうになつておると思う。で、私が理解がいけないと申し上げたのはその点なんです。そのことがなるほどそうであるというふうになぜするなれば、自後の審査についての進行もむろんもっと順調に参る、こういうように考える。ですから大臣がおっしゃっている今までのお話では、やはり事務當局がお話になつておる、つまり局長の

しばしば御答弁になったように、たとえば同じ事案について地方によって審査会が違った決定をしている。このことは法の解釈、適用の上に統一性を欠いている、従ってこれは的確でないのといふ、こういうことではならぬ、これは山下委員のお話もそうだったと思う。そういうことではなくて、法そのものにこういう重大な欠陥が多少あるいは財政上の問題等についてこういう要当性を欠く事態があるのだ、こういうことでありますなれば十分検討する余地がありましようけれども、今申し上げたような形では理解がいかないといふことを、私は重ねて申し上げて、一つ大臣の的確な御答弁をいただきたい。

○国務大臣(倉石忠雄君) 今の初めの方のお言葉を拝聴いたしておりますが意外に存じました。私はものの言い方が下手なものですから誤解を生じたのだと思いますが、私がこの前に多分申し上げたと思います。労働委員会についても同じような私は考えを持っているという意味のことを申し上げたのは、労働委員会を任命制にするといったようなことを申すつもりではなかったものでありまして、労働委員会というものは、たとえば中労委の委員、これらは独立不羈の立場で、何のものにも牽制を受けないで、そして不当労働行為等に対する判定をいたしておるのでありまして、そういうような厳正公平な中立的立場に立ってやっていたことが、仲裁委員会の委員も、それから本案の審査会の委員もそういうふうにやっていたきたいことを政府としては希望いたしております、こういう意味で申し上げましたので、従って私どもとしては、今山下さんのお考えの

御心配の点が初めてよく了解いたさ
ましたけれども、一歩々々そういう
うに、あなたのお言葉を拝借して申せ
ば願に削り取っていくのだといったと
うな、そういう考えは全く実は私ども
としては意外に存じます。そういう考
えは毛頭ないのであります、ただ本
案については先ほど来政府側の方から
申し上げておりますように、まあ御審
知のように、公労法でも調停において
は三者構成でやっております。それ
でなお最終判決の場合にはあいうふう
に労働者が参加しないで、そして準司
法的立場で判決を下す、こういうふう
にやっておりますので、今度の場合も
やはり最終決定の準司法的立場を持
ておるこの審査官は今度の方がいい
のだ、そこで今度の場合には、しかも
この審査官に十分なる權威を持ってい
ただために国会の御承認という前提条
件のもとに総理大臣が任命する、こう
いうわけでございますから、私どもの
期待いたしております審査官の行動と
いうものはどこまでも法律に準拠し
て、そして公平な建前で裁定を下して
いただくということを期待いたしてお
るだけで、そのほかに何も考えてお
ることはございませんです。

○相馬助治君 議事進行……理事会の
申し合せによれば、本日は午前中この
労働保険審査会法を取り扱い、午後は
健康保険法等の一部改正法律案とい
うことになっておりますが、本日のこ
ろはこの辺でいかかと思っております
が、委員長どうですか。（異議なし）
と呼ぶ者あり）

○柳原亨君 これは理事者同士の申し
合せできょう午前中あれをやつてぜ
ひ討論して、採決するというお申し合

せであると私は了承してゐるんです
が……。

○委員長（重盛壽治君）速記をやめて。

委員要(重盛壽台号) 東己記下。

本件に対する本日の質疑はこの程度にいたしたいと存じますが、御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長（重盛壽治君） 委員会を休憩
いたします。

午後零時十四分休憩

午後二時四十八分開会
○委員長(重盛壽治君) たゞいまから
社会労働委員会を開会いたします。

委員の異動を報告いたします。五月二十四日付長谷部ひろ君辞任、須藤五郎君選任、以上であります。

ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長（重盛壽治君）速記を始めて。
この際お諮りいたします。

委員辞任に伴って欠員となつておりました前理事常岡一郎君の後任補充選挙を行いたいと存じます。その方法は成規の手続を省略して、委員長の名指しといたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(重盛壽治君) 御異議ないと認めます。それでは理事に田村文吉君を指名いたします。

○委員長(重盛壽治君) 次に、健康保
險法等の一部を改正する法律案、厚生
年金保險法の一部を改正する法律案、
船員保險法の一部を改正する法律案、
右三案を一括議題といたします。

御質疑を願います。

相馬助治君 政府は健康保険法等の部改正法律案を提案されて、その後の世間に取りかたころの反響のただならぬ大きなものであることに気づき、法案提出後それ相当に反省すべき点は再考慮すべき点は再考慮を要し、再考慮すべき点は再考慮をする。と私どもは思いました。特に

この法律案は、衆議院において、改正の趣旨をなす患者の一部負担の点について修正が加えられ、経済的効果が

きく變動をしたわけです。それが本
に送られて今日まで審議を重ねて
つておりますうちに、同僚山下議
を中心とする健康保険の財政に關す
小委員会において、赤字の実態に対
る見込み違いといふような点が指摘
れ、いまだ結論には達していないの
であります。が、これらが問題となつ

おるのでございます。しかも伝え聞
ところによりますれば、与党におい
は何らかの修正を施す意思ありやに
わっておるのでございます。御承知

りますれば、衆議院において絶対多
数を持つておる自民党は、その意図す
ところは直ちに政府であり、政府の
意図するところはある意味では直ちに
民党であるともいふことができる。

うのでございます。従つて私は提案
ほど経ておりますので、あるいは
かそこに心境の変化ありやと思量い
しまして、厚生大臣に対して次の質

をいたします。
健康保険法の一部改正の真の目的は
であったのですか、一つ承わりたい
思います。
国務大臣(小林英三君) 今相馬さん
御質問であります健康保険の改正

の真の目的は何であつたかということ
でございませうが、これは私も委員
員会におきまして申し上げておりま
すように、健康保険の健全なる発達
をいたしたい、健全なる発達をいたし
て、そうしてこれを軌道に乗けて健
康保険の運用をやつて参りたい、こ
うことでございませう。

○相馬助治君 健康保険制度の確立を
期すために本法を提案した、この
ふうにして申しておりますが、同時にその
内容とするところは、保険財政の根本
的な建て直しをしよう、かように考え
たとわれわれは当時よりたゞいまに至
るまで了解しておりますが、本員の
了解は錯誤をしておりますか。

○國務大臣(小林英三君) 今、相馬さ
んの仰せの通りでございます。
○相馬助治君 従つて本法の改正理由
は、実質的には赤字対策という面を多
分に含んでいてと解釈すべきであらう
と思ひますが、さうですか。

○國務大臣(小林英三君) 赤字対策と
いうことも、もちろんございませう。こ
れは簡単に申し上げますと、政
府の——国庫の補助並びに標準報酬の
引き上げ、それから患者の一部負担と
いうことを軸といたしましての財政
の建て直し並びに先ほど申し上げまし
た健康保険の健全なる発達のために資
したい、こういうことでございませう。

○相馬助治君 御答弁のように赤字対
策そのものではないということも私も
了解いたしますが、しかし赤字にどの
ように対処するかというところは、今回
の改正の重要な基礎となつてゐると思
うのでございませう。厚生省が国家財政
のかなり急迫の折にもかかわりませ
ず、政府管掌の健康勘定の中に三十億

の国費を支出せしめたというのは、一
応の前進であつたと私もはこの点に
關しましては敬意を表しまするにやぶ
さかでございますが、この三十億の
国費支出を成功せしめたときに、大蔵
省当局との間に、この赤字負担、すな
わち本法に現れた具体的な面から言
いますれば、患者負担という面につい
て何らかの政治的解決があつたやに承
わつておりますが、その辺のお考え
をこの際あらためてたゞしておきたい
と思ひます。

○國務大臣(小林英三君) 今の相馬さ
んの御質問の中で、政治的解決とい
う言葉を拝聴いたしましたのでござい
ます、その点をもう少し掘り下げて御質
問願ひます。

○相馬助治君 すなわち健康勘定にお
ける保険財政の根本的な建て直しをす
るために、国も一三〇億出してやろ
う、医療担当者もいろいろな面で犠牲
を払つてもらはう、患者諸君にも赤字
負担をしてもらはう、こういうような
三方損の建前に立つてやむなく患者
負担をさせるのであるというものが、い
つぞやの大臣の説明のように承わつて
おりますが、それを突つ込んで、三
十億の国費支出と法改正によるところ
の患者負担との間には、重要な政治
的連関が、財政的のみでなくて政治的
にもあるのかないのか、これが私の質
問の趣意です。

○國務大臣(小林英三君) 御承知のよ
うに、健康保険の最近におきまして二
十八年の暮れころから起つております
赤字の問題、しかも三十一年度にお
きましては六十六、七億の赤字が予想
されておるのであります、これをい
かにするかという問題も一つあるので

ございませう。このためには、私どもと
いたしましては政府も相当額の負担を
いたしたい。そこで三十億の政府から
補助を出してありますもの、これは
社会保障の確立という見地から政府管
掌の健康保険財政に出すことになつた
のであります。今日の健康保険の情勢
から判断いたしますと、一方におきま
しては標準報酬の引き上げをいたしま
して、これは事業主にも一部の負担を
願わなくちゃなりませんが、一方にお
きましては、被保険者にも一部の負担を
していただいて、そうしてこの三つの
軸軸によりまして、財政的にも健康保
険の健全な発達をいたしたい、この
うのでございませう。

○相馬助治君 端的に言へば、政府か
ら三十億を出させるときに、そちら
からばかりは出させません、法律を改
正して患者からもとりまうという約束
したのじゃないのか、こういうこと
です。

○國務大臣(小林英三君) これは約束
をしたとかしないとかということでご
ざいませんで、累年起つております
赤字をいかにして克服するかというこ
とのためには、私は一方におきまして
は政府から相当額の補助金を出す、一
方におきましては被保険者も一部負担
をしていただいて、そうして健康保険
制度の健全なる発達をいたしたい、こ
ういうことでございまして、私がただ
衆参両院の当該委員会で申し述べまし
たことにつきましては、これは政府の
国庫負担というものに對しまして、政
府が予算を計上するその経過におきま
して、私どもが最初期待いたしてお
りましたことと多少相違いたしてお
ります。しかし私といたしましては、少く

とも被保険者の負担をする金額に見合
うだけの政府の補助をしてもらいたい
というふうなことを、たびたび当該委
員会において答弁したことを承知いた
しております。

○相馬助治君 患者が負担する赤字分
に見合うだけは少くとも国から出して
ほしいと、こういう交渉をして、この
財政交渉がまとまつてゐるのだとす
ると、大臣は大きな政治的責任を負わ
なければならぬ段階があるのではない
かと思ふんですが、私は別な面から
聞きましてございませう。その健康勘
定をいかに調べてみたところが、大へ
んな赤字はない、それならこの際一つ
弱者に味方することこそわが党の政
治的何とやらだと思ふは好んで使
いますから、その弱者に味方するとい
う建前から赤字負担のための患者の一
部負担なんというものはやめていいん
だ、もつと突つ込んでさうくばらん
に言へば、やめてみたところが財政当局
からとやか言われる筋合ひはないの
だ、こゝまで小林厚生大臣は政治的
な発言をし得る自由を持つてゐるのか、
あるいはいしからずか、こういうこと
を尋ねてゐる。

○國務大臣(小林英三君) 今の相馬さ
んの御質問、掘り下げた御質問がよく
私まだわからないのですが、まことに
恐縮でございますが、もう一度……

○山下義信君 今の相馬委員のあとの
質問の前に、一応厚生大臣の所見をた
だしておかなければならぬ、確かめ
ておかなければならぬことがある。そ
れは今厚生大臣はさう言うでしよう。
国の国庫負担、国の補助額は、患者に
一部負担をかけるその額に見合うよう

な国庫負担をさせるということにこの
予算編成の過程で交渉した。こう言
うのです。それに相違ありませんか。
○國務大臣(小林英三君) 私はたび
たび申し上げておりましたように、私の
考え方は、患者はこれだけの負担をす
る、少くとも国がこれに見合う最低の
線においてこれだけの補助を出して
もらいたい、こういうことで私は今日ま
で参つておるのであります。

○山下義信君 私はこれは非常に重大
な御答弁だと思ひます。あなたは何で
すか、患者負担を先にして、これを正
にして財政当局の補助を要求なさつた
んでないか。患者負担をしよう、し
まいと、健康保険に對する国庫の負担
はすでにして世論になつてゐるので
す。財政当局に對して国庫負担を迫
つて、大蔵当局がその条件に患者の一部
負担をしてもらはうと困ると厚生
大臣に強制したというならば、これま
だ話がそれはそれなりにわれわれとし
ても受け取れぬことではない。しかるに
です、よ、しかるにまず第一には、無条
件に健康の国庫負担を少くとも厚生当
局は世論にかつて私は財政当局に要
求するのが当然であると思ふ。それに
患者にも一部負担をさせるからとい
うことを、それを賣にして、カタにして
それに見合う補助をしてくれというよ
うなことをあなたは交渉なさつたので
すか。

○國務大臣(小林英三君) 今の山下さ
んの御質問でございますが、これは
私の相馬委員に對する答弁に對しまし
て、言葉が足りなかつたように思ひま
すが、(「足りなかつた」と呼ぶ者あ
り)まあお聞き下さい。私が途中から
端折つて御答弁をしたためにさうい

誤解を得たと思つてありますが、健康保険の赤字という問題につきまして、私は今日の健康保険の非常に向上進歩した状態におきまして、いかにしてこの赤字を克服して健康保険財政を軌道に乗せるかということにつきましては、いろいろ考慮をいたしてやるのであります。(「簡単なことだよ、克服は。」と呼ぶ者あり)そこでまず、国庫から進んでこれに補助を出さなくちゃいけない。それから患者からも一部負担をしていただく。標準報酬を引き上げる。そしてこれを大綱といたしまして健康保険財政の確立をいたしたい。それには国庫からのかなりの補助を出さそうか、これは私は先般も申し上げました通りに、最初は少くとも一割をという希望を持っておつたのであります。いろいろ国家財政の關係からいたしまして、非常にむづかしい問題もございましたので、先ほど申し上げましたように、この改正におきまして、少くとも国庫は被保険者の負担に見合うだけを出してくれなくちゃ困る、つまり国庫から補助金を出します過程におきましてそういうことを申し上げたのであります。最初から被保険者が金を出すのだから国も出してくれという意味ではなかったものであります。その点は御了承願ひたいと思ひます。

○山下義信君 依然として、厚生大臣は患者の一部負担に見合う国庫補助をしてもらわなくちゃならぬという交渉をなさつた、これは重大事です。これは小林厚生大臣だけで済む話ではありません。今後明年の予算におきましても、健康保険に対する国の補助を要求するときは、まず被保険者側がどれだけの

負担をするかということを含めて、それに見合うだけの補助しな要求ができぬというふうな建前をとるというふうなことは、私はこれは重大だと思つた。これを明らかにしてもらわなければならぬ。そういう交渉をなすなすつたのですか。その患者の一部負担、被保険者の一部負担は別に、まず国庫の負担を要求するのが私はこれが世論であり、これが厚生省本来の方針である。そして国庫が補助をする約束をして、またお前の方も何らかのこれは負担をすべきではないかと財政当局から迫られたのであらうとわれわれは理解をし、了解をしておつたのであります。あにはからんや、あなたの方では先に被保険者、患者負担の方をこれだけ、それに見合うだけの負担をさせるから、それに見合うだけの国の補助をもらわなければならぬというふうな交渉の仕方をされたというの、それは厚生省の方針ですか。

○国務大臣(小林英三君) それは、私は山下さんのお考え方もさることあります。今の三十億円の補助を出しました経過を申し上げておるのであります。経過を申し上げておるにすぎないのでございまして、私が先ほど申し上げましたことは、国庫の補助金というものはどこまでも患者の一部負担に見合うものを出すのであるという意味ではないのであります。今年の三十億円を出させました経過を単に説明しておるだけあります。どこまでも患者の一部負担というものが政府の補助金に見合うということを申し上げておるのではないのでありますから、その点は一つ御了承願ひたいと思ひます。

○相馬助治君 財務当局に補助金をもらうまでの経過をただ単に説明したのにすぎないので、厚生省の基本的な考え方ではない、これはもう言葉の上でも、内容の上でも矛盾があるというところは、もうあまりにも明瞭です。しかも、言葉足らないがために相手に誤解を与えたのではないと思つたのです。そうしてまた、そういうことが事実であれば、事実としてわれわれは仕方ないと思つたのです。私はそれはやはり認めるよりはかかないと思つたのです。従つて、ここで明瞭にしておきたいと思ひます。これは、来年の国庫負担要求の際にもこれは非常に大きな問題となると思つたので、明瞭にしておきたいと思つたのですが、こういうことですね。ある計画の中における話ではあつたけれども、ともかく健康保険財政確立のために患者にもこれだけの負担をさせるのだ、国もまた国の責任において三十億程度のものは出してもらいたい、こういうことを交渉のある過程でございまして、これは事実なんです。

○国務大臣(小林英三君) これはいろいろ相馬委員並びに山下委員のこの問題に對する御質問が、今のような重大な私の発言として御質問されましたことは、これは私の言葉が足りなかつたと思ひますから、この機会に一つこの点ははっきりといたしたいと思つております。

私は先ほど申し上げましたように、健康保険の赤字というものをいかにしてこれを克服して、そして健全な財政に持つてゆくかということにつきまして、いろいろ案を立てたことは申し上げたのであります。そこで政府の補助金を、私の考えをいたしましては、最初少くとも医療費の一割程度は出し

てもらわなくちゃ困る、こういうことで参つたのであります。そこで私が申し上げました被保険者の負担に見合うだけのものを、この席上で申し上げましたのは、これは私が今日までのいろいろ、そのときには政府全体としてではなしに、厚生省と大蔵省との間にございましていろいろのいきさつがあつたのであります。その際の途中の経過を、大蔵大臣と私の間にいろいろいたしただけのものであります。国庫が三十億円の補助を今年よりあえず出したという事は、これは政府といたしましては、被保険者の負担に見合うだけのものを出すということでは少しもないのであります。いわゆる社会保障の健全な確立のために、社会保険の確立ということを目的といたしまして、三十億円出すというに政府として決定したものであります。これは、この政府の最終決定というものは、これは今の、私が先ほど過程を申し上げましたけれども、これは過程は厚生大臣と大蔵大臣との間の、途中のいわゆる言葉の間にあつたことでありまして、問題は三十億円というものはいわゆる被保険者の金額に見合うだけのものという事ではない、最後の政府としての考えは、この点は御了解願ひたいと思ひます。

○相馬助治君 博徒や無頼の徒が話したことは、あれはかけ引きであつただけで、わしの真意はこうであるということでは逃げることもできないが、私もがたがたしたいのは、三十億が出ておるといふことは現実なんだから、これは認めます。厚生省の努力を私は多とするといつて、敬意を表しておる。問題は三十億が出てくるまでの過程において、三十億出して下さい、患者の方に何とか負担させて、そして保険財政を健全化するよう、厚生省も努力しなすと言つたのと、患者の方もこれだけのものを出すのだから、政府も当然出すべきじゃないかと言つてもらつたのでは、もつた三十億という金には二通りはないけれども、非常に違つて、来年、再来年とまでただしたいと思つたのですが、結果はどうであらうと、過程的には患者負担に見合う政府の出資を頼むという交渉をして、三十億という国庫補助が実現したという事は事実でございまして、ね。確認してよろしいですね。

○国務大臣(小林英三君) ただ私がこの社会労働委員会の公式な席上におきまして、今申し上げたいと思ひます。これは、政府がことし出した三十億円、これは被保険者の負担金に見合うだけのものではないのであります。ただ私がその長い間の過程におきまして、大蔵大臣との間にいろいろ交渉をいたしました過程の話をございまして、政府がいよいよ最後にこれを出すときの腹というものは、これは患者の負担に見合うだけのものとして出したものではないことを御了解願ひたいと思ひます。

○須藤五郎君 関連しておりますから……

○山下義信君 関連、私の質問のしなを結びたいのです。

○須藤五郎君 もう一つあとで結びなさい。

らぬ一つの関所なんだが、まだやっていない。たまたま相馬委員が先ほどから、前回この問題に触れ、本日は大臣との間に質疑応答がかわされたが、どのような約束があったのかということ、を、どういふ国庫負担の交渉をしたのかということ、この国庫負担が初めて健康保険に現われてきた、多年の要求が現われてきた、それによってこの一部の負担、患者負担と那辺の關係があるか、どういふ話があったか、したのか、ということ、これは重大な問題である。であるから、もし国庫負担を削除するかわりにそれはそれに見合っただけの患者負担をするのだよ、こういう約束になっておるのか、どういふ約束になっておるのかということは事態を明確にしなければならぬ。そこで相馬委員の質問に大臣の答弁は、患者負担する額に見合うような国庫補助を要求したので、こういうことになる、われわれだ、こいいうことになると、われわれから言えば、主客転倒である。国庫負担がまず先である、それに条件がつけられたというのならばまだ話になるが、先に自分の方の負担額をこれだけ負担するからこれに見合うだけの国庫補助をしてくれという哀訴嘆願的な態度にも厚生当局が出たというならば、まことにわれわれとして慨嘆にたえない、こう考えるのであります。そこで、そういうことでないのならば、先ほどの答弁を取り消さなければならぬ。ただ経過を説明した、経過とはすなわち折衝の態度である。態度とはすなわち折衝の方針である。それをかけ引きであった、ただ一場の座談であったと言ふならば、こいいう公式の重大な答弁として私どもは納得しがたい。だから先ほどの答弁を取り消してそう

いう交渉をしないとか、そういう交渉の方針ではなかったとか、厚生省の財政当局に対する国庫負担の交渉の基本的方針というものをここで明確にしておかなければならぬ。それでなければ、あなたはいいいですよ、しかしながらあなたの一言一句が後の厚生省の方針に影響を来すということがあつてはならぬ。患者負担がそれだけ減つたのだから、これからは明年の国庫負担には財政当局は容易に応じないというこの関係があり、言質でも与えてあるから、われわれの委員会としては厚生省をバック・アップしていかなければならぬ。そういう考え方があつたので、当局の方針をたてておるのであります。でありますから、先ほどの前段の答弁は取り消すなら取り消すというところを明確にされて、国庫負担に関する厚生省当局の態度、方針をこの際明確にしておいていただきたいと思ひます。その辺が不明確ならば大蔵大臣を呼んで、厚生大臣と大蔵大臣との間にどういふ交渉があつたかというこの事態を明確にしておかなければならぬと思ひます。明確な御答弁をお願いしたいと思います。

○国務大臣(小林英三君) 私の先ほどの答弁に関連いたしまして、今山下委員からおっしゃいましたことはごもっともであると思ひます。従ひまして私はこの点につきまして明らかにいたしておきたいと思ひます。私の先ほどの答弁中にござりました被保険者の負担云々について国庫の補助を申し上げましたことは、あれはこういう社会労働委員会のような公式な席上で申し上げることではないのであります。これ

は取り消したいと思ひます。政府が出した三十億円の補助というものは、これはあくまでも社会保障の確立の見地からいたしまして、政府が健康保険制度の健全な発達のために出したものでござりますというところを明らかにいたしておきたいと思ひます。

○相馬助治君 今厚生大臣は取り消されましたが、実際はそう言つたのだ、しかし公式のこういうところではそれを言つたなどというところはおかしいから取り消すというのですか。自分の考え違ひであつたから、全く申しわけなかつたが取り消す、こういうのですか。どつちですか。(前者だ)ポイントですからはっきりしておいて下さい(と呼ぶ者あり)

○国務大臣(小林英三君) そういうふうないろいろな経過をたどつておられますけれども、そういう私的な言葉のあやににつきましてはこの席上において申し上げるべきことではないと思ひます。ですから、取り消したいと思ひます。

○相馬助治君 いやいよこれは大事件で、実際はそういうふうな交渉したのだ、しかしこれは私的な話なんだと言つて、私的だと言つてみても、厚生大臣小林英三というものは私的で口をきいたつもりでも、財務当局と話をきいたときにはこれは公的な性格で、その言葉に権威を持つと私は思ふのです。従つてですね、わかりました。ここまでは取り消す、しかしまあ実際はそういうふうな言つたんだ。わかりました。それでよろしい。

○竹中勝男君 閣下。これを確認しておきたいのですが、今の答弁に対して、すなわちこれは一部負担とは無関係に、これと見合わないで社会保障と

して三十億を政府が国庫負担するといふことを確認をここでできるかということ、それからそれではですね、補助というのをなぜ国庫補助、国庫負担という言葉を使わないのか、社会保障としてこれが永続的に、永続的というか、来年も再来年もとにかく社会保障として出るものであるならば、たとえ赤字財政がなくなつてもこれは出す性質のものだといふことをここで確認していかどうかを大臣から答弁願ひたいと思ひます。

○国務大臣(小林英三君) もちろん政府が提案をいたしました改正案でござりますから、この健康保険の財政に對して政府が三十億円の補助をする、それから被保険者からは二十三億五千万円の負担をしてもらつて、標準報酬はこれこれに上るというふうなことにつきましては、十分に審議をいたしまして、そうしてこのすべての点を検討いたしまして改正案を国会に提案いたしたわけでありまして、先ほどから相馬委員あるいは山下委員が御質問になりました今の被保険者の負担に見合ふだけの国庫補助をするという私の言辭につきましては、これはこの席上において取り消していただきたい、こういうことを申し上げたのでござります。

○竹中勝男君 先ほどの言葉には、社会保障として三十億円の国庫補助をする、これは患者の一部負担に見合ふものではない、こういうことがはつきりしたと思ふんですが、そうすれば患者負担が非常に減つてきて、一部負担が減つてきて三十億といふものは必ず支出されるものといふわけの国庫負担と同一のものであるかといふことを私はお尋ねしている。明確に簡単に

いいですから、明確にその点をしてもいいです。三十億円の数字につきましては、一部負担の形が減りましたもこの三十億円というのは国庫から出すといふことについてはその通りでござります。

○相馬助治君 先ほど来大臣の答弁はにわかには首肯しがたいのであります。議論を一步進めて、私はこの三十億と患者負担との問題について確認しておきたい。それはですね、ただいま議題となつております一部改正法律案がもしもかりに何らかの修正を加えられたとしても、一部負担ということが実現して、成立した場合には、この面については法制化せられるんです。固定化せられるんです。ところが三十億の補助金の分については法律的に固定化せられないんです。天下世論の聲は政府の健康増進については定率化して、立法化してこの補助規定を明記すべきであるといわれているんです。なおわが党のことを申してはなはだ恐縮ですが、わが党は二割を支出すべきである、そうすれば抜本的に保険経済は確立すると主張し続けて今日に至つては確立してあります。これがもう一つも立法化されないし、その気配も見えない、これはあなたの責任だと思ふのですが、いかがでござりますか。また、これに対して何らかの財政当局との話し合いの上で弁解すべきような材料をお持ちでござりますか、しかとこの点を承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(小林英三君) 政府の今年の三十億円の補助に対する性格につきましては竹中さんにお答えした通りで

ござります。私といたしましては、最初からこの国庫の補助という問題については定額にいたしたい——定率にいたしたいといふことを最初から大蔵当局にもその経過につきましては交渉いたしておつたのでありますし、今日におきまして健康保険の健全なる発達あるいは社会保障の確立の見地からいたしまして、医療費に対する定率の国庫補助を出してもらいたいといふことにつきましては、十分に将来とも努力をいたして参りたい、こういうふうな考へておるわけであります。

○相馬助治君 そうすると、実質的に患者負担の分はどうなるかと、幾らにならうとも、減らうとも、ふえようとも、なかならうと、あるうと三十億の補助からはひもがついていない、かように本員は了承して差しつかえないのです。

○国務大臣(小林英三君) 私どもの最初からの改正案の赤字財政に對する立て方といふものは先ほど申し上げた通りでござります。今日の段階におきまして、立法府であります国会がこの一部負担の財政効果につきまして、あの程度の御変更がございまして、この三十億円の国庫補助といふものはそれはそのまま国庫が補助していく、こういうことははつきりしておると思ひます。

○相馬助治君 そのことは私も思つておるのですが、私が聞いてゐるのはなお一步進んでいる。三十億の国庫補助といふのはこの患者の一部負担についてのひもとなつてゐるかどうかといふことは、今の大臣の答弁は、いささか変更しても三十億は変らない、ことしの分についてはそうです。

○国務大臣(小林英三君) 政府の今年

の三十億円の補助に対する性格につきましては竹中さんにお答えした通りで

ござります。私といたしましては、最初からこの国庫の補助という問題については定額にいたしたい——定率にいたしたいといふことを最初から大蔵当局にもその経過につきましては交渉いたしておつたのでありますし、今日におきまして健康保険の健全なる発達あるいは社会保障の確立の見地からいたしまして、医療費に対する定率の国庫補助を出してもらいたいといふことにつきましては、十分に将来とも努力をいたして参りたい、こういうふうな考へておるわけであります。

○相馬助治君 そうすると、実質的に患者負担の分はどうなるかと、幾らにならうとも、減らうとも、ふえようとも、なかならうと、あるうと三十億の補助からはひもがついていない、かように本員は了承して差しつかえないのです。

○国務大臣(小林英三君) 私どもの最初からの改正案の赤字財政に對する立て方といふものは先ほど申し上げた通りでござります。今日の段階におきまして、立法府であります国会がこの一部負担の財政効果につきまして、あの程度の御変更がございまして、この三十億円の国庫補助といふものはそれはそのまま国庫が補助していく、こういうことははつきりしておると思ひます。

○相馬助治君 そのことは私も思つておるのですが、私が聞いてゐるのはなお一步進んでいる。三十億の国庫補助といふのはこの患者の一部負担についてのひもとなつてゐるかどうかといふことは、今の大臣の答弁は、いささか変更しても三十億は変らない、ことしの分についてはそうです。

三十億というものは認めて立法府であるわれわれがその予算を承認しておるのだから。ただ問題なのはこの三十億とそれから今度の患者負担との問題でどういう相関関係にあるかということ

で、極言すれば、この患者負担はなくなつてしまつても明年の国庫負担要求という場合には財政的な支障はございませぬ、かように具体的に尋ねてゐるのであります。

○国務大臣(小林英三君) ただいまの相馬さんの御質問の御趣旨がたゞいまよくわかりました。私はこの一部負担の問題がどうなることも、来年度の健康保険財政に対しては差しつかえがなからうという御意見に対しては、これは別な意見を持つておるのでござい

ます。

○相馬助治君 その別な意見を聞かせてくれなければ困りますね。

○国務大臣(小林英三君) 私どもとしては、今日の健康保険財政を軌道に乗せましたためには、私どもがたゞいま提案いたしておるような案によつて参らなければならぬと確信をいたしておるのでございませぬが、先般衆議院におきまして、与党の修正案といたしまして財政効果の削減があり、一部負担の形も変つて参つたのであります。しかしこれにつきましては、十分に行政努力をいたしまして御期待に沿うように善処いたしたい、こういうことを申し上げておいたのでございませぬ。そのほかの修正案につきましては、また修正案がはつきりいたしました際に私の所見を申し述べたいと思つております。

○山下義信君 私も確認いたしておきたいのですが、結局三十億の国庫負担

をとるについてはひもはついていないんです。そうおっしゃるんですね。条件はついていなかったということですね。それでよろしうございませぬか。

「竹中勝男君 私もそれを確認したのです」と述ぶ

○国務大臣(小林英三君) 先ほど私が取り消しをいたしましたような条件はついていないのでございませぬ。

○山下義信君 その取り消しは確認しました。私も了承しました。それで

はあらためて聞きますが、三十億を国庫負担するかわりに、三十億に見合つたような金額の負担をしるという約束はしなかつたのですか。この点どうですか。

○国務大臣(小林英三君) 仰せの通りでございませぬ。

○山下義信君 それは約束したのです。それは今後国庫負担をとる厚生省のそれは方針になりますか。財政当局とのそれは原則になるのですか。

三十二年の予算要求のときにはそれには関係ありませんか。本年度だけですか。今後それが尾を引くようなことはありませぬか。その点を心配しておるからさつきから議論をしてゐるのですから。今年だけのことでか、そういうことは。

○国務大臣(小林英三君) 今のしたとかしなかつたかという点だけで、私は答弁いたしますとつきりいたしませんから、山下さんの御質問をもう少しはつきりさしていただきたいと思つてゐます。

○山下義信君 私の質問はつきりしてゐるのです。あなたが三十億の国庫補助をとるときに財政当局との間に

この金額に見合つたような、いわゆる被保険者側の負担をするということに約束したかというのを言うのです。

○国務大臣(小林英三君) それはしたことはないでございませぬ。

○山下義信君 したことはない。しかし閣議でそういうことが了解事項となつたことはありませぬ。決定事項等となつたことはございませぬ。

○国務大臣(小林英三君) ございませぬ。

○相馬助治君 私たちが世上のうわさを聞いてどういふことを言つてゐるのではありません。先般主計官をここに呼んでお尋ねしたときにも、政府説明員ですから基本的な政治的な発言に対して最終的な責任まで負わせるわけに参りませぬけれども、こう申してゐるので

すが、大臣、これをまことにしつこいようですが、これを確かめておきたいのです。それも健康勘定の分については財政全般をわけてルーズである、この一点、従つてこれについてはそれぞれの行政措置をし、健康保険法の各種の法改正を行なつて、これを推進していくようにしなければならぬという意味合いのこと、それから三十億も、これは融資じゃないので補助金だから、ことしどういふにするけれども、それはことしだけのものではなくて、了解事項としては今後も十分考へていきたい。それに見合うものとして

は法改正において患者の一部負担を法制化する、こういう意味の発言があつたのでございませぬが、そうすると最初申したように、患者負担に見合う額を国費をもつて補助せよというふうなことはそれは答弁しなかつた、私も了解いたします。ただし、将来を考へ

て健康保険法の一部改正の中に財政的な効果はたゞ少くとも、患者負担と

いうことを明瞭に法制化するという政治的義務は負つてゐるのだなあと、われわれは考へてゐたのですか、これはいかがですか。そういうひももないといふことを含めての山下委員への答弁ですか、全くそういうことはないという意味ですか。それくらいのことはないという意味ですか。

○国務大臣(小林英三君) その点は先ほど竹中さんの御質問に対して私がはつきり答弁しておるつもりでござい

ます。(相馬助治君が中さん、それでいいんですか)と述ぶ

○山下義信君 その点はまたあと別に検討することにして、私質問をいたしたいのですが、この一部負担が赤字の目的だけでなく、保険制度の確立のためと、こういうことで、しばしば当局の説明は要するところ、社会保障の進め、健康保険の強化拡充ということのためにこれは一つやるのだと、こういうことで、ただ健康保険そのものの確立のためだけじゃない、全般的にわ

ば国民皆保険といふことを目ざしてやるのだと、こういう非常に大きな目的をもつて、建前をもつて今回の改正をするのだ、こういう御趣旨をしばしば御説明であります、そういうことですか。

○国務大臣(小林英三君) 御意見の通りでございませぬ。

○山下義信君 私はこの際、政府が法改正をしておるいわゆる健康保険制度の医療保障諸制度の、そのいかなる計画をやるうとしてゐるのか、そのあなたの方の計画を一つお示しを願ひたいと思ひます。

○国務大臣(小林英三君) この医療保障の私どもの計画といたしましては、この委員会におきまして申し上げておりますように、今日の健康保険そのものといつたしましても、政府管掌と組合管掌がありますし、また、日雇労働者健康保険、あるいは船員保険とか、あるいはこういうふうな労働者を対象としたしましての健康保険がござい

ます。それからまた一方におきましては国民健康保険がありますし、また共済組合というものもありまして、先ほど須藤さんの御質問にもありましたが、先ほど述べたものをいかにするかというふうな問題もござい

ます。本年度は約一千万円の予算も

とつておられますので、私どもが計画いたしておるものに、昭和三十三年といふものを目標といたしまして、また社会保険の恩恵に浴してない三千万人も全部これらの保険に入

れ、いわゆる国民皆保険といふことを

目標といたしまして、今の大臣の顧問、医療委員といひますか、五人ばかり置きまして、そして早急に今後の医療制度全般に対してどうするかという問題に對しまして計画をいたし、年度計画等も立てまして、そして進んで参りたい、こういうふうに考へてお

ります。

○山下義信君 昭和三十五年を目途としてといふその御計画の内容はどういう内容になつてゐるのですか。

のでございまして、まだその内容につきましましてはきてはいないのでござい

○山下義信君 その内容がないということになりますと、結局計画がないの

○国務大臣(小林英三君) 計画は先ほど申し上げておりますように、昭和三十

○山下義信君 それはあなた目標を出しておられるだけじゃありませんか。

○国務大臣(小林英三君) その計画プランはこれから立てていきたいと思

○山下義信君 ですから今はないわけ

健康保険の改正をするのだというの

か。目標だけでは計画じゃない。そ

先だとおっしゃるじゃありませんか。

○国務大臣(小林英三君) 昭和三十

年度を目標として国民皆保険に進ん

○山下義信君 私はそういう答弁では

一緒に慎重に御検討なさったらどう

か。あなたの方ではそうおっしゃ

それをこれから立てる、そしてその

健康保険の根本的計画が明確になら

健康保険をどうしようとするのか、

か、それに関連する諸問題にどうし

ととるのか、あなたの方はどうい

とはないはずで。あなたの方は昭和

○相馬助治君 厚生年金の審議の際に

も、これと同一の問題が委員から提

の毒な三千万の人たちを保険組合員

進させる。こういう計画である、こ

けです。それからいふ日にちもたっ

一つお願いしたい。それは五カ年計

得るものがあれば、素案でもいいか

明日提出してもらいたい。こういう

三十億出すのだ、こういう建前であ

○委員(重盛壽治君) きょうはこの

刃で散会しようという動議が出てお

ます。〔ちよっと速記をとめて下さ

い「休憩」と呼ぶ者あり〕ちよっと

午後三時五十九分速記中止

午後四時十七分速記開始

○委員(重盛壽治君) 速記を起して

下さい。

たも賛成者がなかったようですけれ

も、事実上は御原さんの動議の通り

なっている。私の動議というものは

質的に全く無視されてしまったわけ

す。しかもその間に与党議員のかり

めが行われたようでございますので、

これは表決をとりまして、一票で負

そうです。私はこういうふうにして

委員長取り計らっていただきたいと思います。

円の予算をとりまして、とにかく問題をこれから総合的に慎重に研究して参りたい、その結果年次計画ができました場合には年次計画を発表いたしまして、それに向つて昭和三十五年度を最終の目標として国民皆保険の線に向つていきたい、こういうことを申し上げたのでありますが、従いましていただいたらんに入るような資料はまだできていないのでございます。これから慎重に研究をいたしましてきめて参りたい、こういうこととてさせていただきます。

○山下義信君 資料を要求したのであります。これはないものを出せと言つてもそんな無理なことはできませんからね。そこに何も無いものを出せと言つたてでできませんからね。しかし、厚生省はそれならば社会保障の推進の五カ年計画というものを公式にも非公式にも発表されたことはありませんか。しかもそれに要するところの財政経費を計算して一つの理想図というか、一つの作業をしてこれを新聞、雑誌とかいう公刊の刊行物の上に出したことはありますか、公式にも、非公式にも。ないのならないと言つて下さい。

○國務大臣(小林英三君) そういう発表をしたことはないのてございます。

○山下義信君 ありましたら責任を負いますね、大臣。

○國務大臣(小林英三君) その通りで……。

○山下義信君 私は証拠を持っており、厚生省が発表して、企画室が発表して、そしてそれに必要な経費を計上して、これを全部やるならば三百億かかる、これを全部やるならば二

百億かかる、そういうふうな必要な財政経費も計上して、そうしていろいろな刊行物に厚生省の省名のもとに出してある。

○國務大臣(小林英三君) 私が就任いたしました前に何か新聞に出ておること、私は承知いたしておりますが、(一)そんなのは答弁になりませんよ、(二)呼ぶ者あり、厚生省といたしましては発表いたしましたことではないのでござります。

○山下義信君 なぜそういうものが出たのを厚生省が否定しませんが、なぜその厚生省がそういうような一つの作業として出されてあるものが厚生省が関知しないのなら、なぜ否定しませんが、否定しないのなら承認していると同じじゃありませんか。私は刊行物を証拠に持つてきて責任を問わなくちゃなりません。そういうものを発表した下僚があなたの省内にいたらあなたは責任を負いますか。新聞記者が勝手に書くのじゃなくして、関係の諸雑誌、刊行物に厚生省の一つの作業としてあるいは試案としてそういうものが出た、しかも出したものはあなたの下僚である厚生省の職員であるというのを、大臣責任を負いますか。そういうことを言わないで、そういう一つの作業として、そうしてこの健康保険の問題に関連して一つのそういうものを

出しておるならば、それでもここへ出してゐるのが誠意というものでありませんか。行方がかりで知らぬ存ぜぬ、あるいは何にもないのだというやうなそういう誠意のないことを答弁なさるのだったら、私はその不誠意に対して筆論はできません。むしろそういう態度をおとりになるのは、この委員会の審議をあなたが軽視なさるか、侮

辱なさるのだ、その態度は。従来とも健康保険の審議を今日まで十日やってきました、あなたとはほとんど答弁なさらない。今日までほとんど事務当局が答弁しておる。私はこれもはだ不愉快に感じておるのであります。今日まで言いませんでした。しかしながら、実質的な答弁をほとんど事務当局がしておるのです。これだけの重要法案、天下があげて今回の第二十四国会の重要法案の一つと言われている。

大臣みづからこの答弁の面にお当りになるのが当然であると思つて、ほとんど事務当局がそういう質疑応答をやつておる。しかしながら、こういうような厚生省の目標に対するところの抱負、考え方が固まらないうちの抱負、今こゝまで作業しておる、こういう考え方を持つておるという大略のこともなければ提案理由に言うことはできぬじゃありませんか、国民皆保険の目標に向つて進むためにやるとか、そういうことが提案理由に書けるはずはないじゃありませんか。何も考えなしにそういうような荒唐無稽なことを提案理由として、いやしくも一國の政府が出せませんが、何らかの地下がなくしてはならぬ。詳細なことやその仕上げはこれから新設される医療保障委員会ですか、私もあれなんかに非常に不可解に思ふ。元來社会保障制度の計画の根幹については、社会保障制度審議会にこれを審議させるといふことは法律の定めるところである、何の必要があつて医療保障委員会というものを新設することができまうか、法律違反である。社会保障制度の骨格についての重要問題については、社会保障制度審議会に諮問すべしと法律が命令してお

る。あなたの方には考えがなくて、ならぬ、私は今計敷を立てて五カ年計画の具体的な進捗のプログラムを詳しく出せなうというのを申し上げておられません。大体のお考えはどうなんですか、国保をどうしようとするんですか、健保をどうしようとするんですか、そういうような重要な項目に対するの大体の厚生省の方針がすでにあるはずで、大綱については、それすらないことになつたら日々の厚生行政は何の目標でやっているんですか、無計画でやっているんですか、そんなことはいはざるでござります。それならば責任と言わなければなりません。私は無理なことを言っているんじゃない、資料がなければ、大臣としての少くとも抱負経緯はなくもなう。厚生省に資料がなければ、大臣の胸の中にも抱負経緯がない、それでは大臣が勤まらなう。私は思ふ。公衆の面前でそういう私は態度を示しになることは、はなはだ遺憾と思ふ。資料がないならばあなたのお考えをお述べ下さい。私が聞く項目は御必要ならば申し上げます。あなたの方が国民皆保険に進み、五カ年先の目標に進むためにはこれこれの問題を処理しなければならぬはずだという重要な項目だけを申し上げます。大臣の所信を一つ一つ伺ひましようか、どちらでも構いません。

○高野一夫君 今の山下委員の御発言に関連して大臣に……。私は五カ年計画に對する問題も非常に基本の、厚生省にとつて重大なことだと思ひます。そのいろいろな資料の内容が過去において厚生省の役人からいろいろ発表があつたということもあり、こういうことはそのほかに新聞記事にいろいろ

が出てしまつたり、再三あることとてす。そこでこれはいろいろな、企画室か保険局かどこか知らぬけれども、そういうところでは随時いろいろ勉強を続けているはずだと思つてゐるので、その経過なり、その材料なり、そういうものが随時あるいは何かの新聞雑誌へ出ることとはあるうかと思ひます。しかしながら、厚生省として先ほど大臣がおつしやつたように、厚生省として発表なさるところまではまだコンクリートしてない、こういうことも当然言えらうと思ふ。そこでどうでしょう大臣、これは一つよくお考え願ひまして、せつかく山下委員、相馬委員からのお話もありますが、口頭でもつてあらましの五カ年計画に對する小林厚生大臣としてのお考えをおまとめになつて、明日なら明日にでも適當に一つ御説明を願ひ、こういうことでとりあえずここに資料として出すべき材料もないこととすから、そこでそういうことで山下委員なり相馬委員なりに一つ御了解を願ひたい。こういうやうな意味で大臣の方で明日適當におまとめになつて、五カ年計画なら五カ年計画、自分が現在厚生大臣の任にあるのにはこういうやうな考えを持つてゐるんだ、というところは私はできると思ひますので、どうか一つ明日でも、そういうやうな意味において御説明を願つた方がけつこうかと思ひます。

○田村文吉君 議事進行について。私はただいまの山下委員の御発言の通り、山下委員からこういう問題、こういう問題といふことを大臣に對して私は提起していただくこと賛成であります。私は、ただせつかくの国会の議事

が

が

が

が

が

をあまり美しくない、まともでない話になることは遺憾に思いますので、おそらくは五カ年計画というものに対しては、まだお立ちになっていないかもしれませんが、けれども、こういう問題について、ああいう問題についてという厚生行政の大綱についてははっきりと一つ、私どもも伺いたい点もございいますから、まず山下委員から御発言を願ひ、それに対して御答弁を願ひ、それが本日無理ならば明日でもけっこうでありますから、そういうふうにお願ひすることになつたと思ひます。

○相馬助治君 私は、せっかくの田村さんのあれですから、最終的には山下委員の御見解によると思ふのだが、一審初めに動議を出して、いろいろ基を築いた者として一言私見解を述べて田村さんの案に賛成いたします。というのは、わからないから聞くのでなくして、山下さんは、そっちがまるっきりわからないで雲をつかむようならば、こつちが案を出すから、それに対して答えるというのですから、私の方にはわからないから尋ねるのではない。この点だけは明確にして、そうして一つ十分山下委員に時間を与えてもらう、それなら田村委員の今のお話に全く賛成です。

○國務大臣(小林英三君) 山下委員の先ほどの計画という御質問でございます。計画を厚生省としてここで述べるといふことは一応ごもっともと存じますが、けれども、私が先ほど申し上げましたように、これはなかなか重大な問題でございます。ここまで参りますというのと、私どももいたしましてはきわめて慎重にこれを研究いたしまして、そうして案を立てたい、こういう

ことで申し述べたのでございますが、山下委員の御質問に對しまして、たまたま高野委員からして、大臣としてのこれに対するただいまだけの見解でいいから発表したらどうかと、こういうような御意見もあつたのでございいます。が、いずれにいたしまして、当委員会におきまして、こういう重大な問題をここで私が軽率に発表するといふことはどうかと思ひますから、明日山下さんがそれよろしければ、明日たまたまにおける私の見解をまとめて申し上げたいと思ひますから、御了承を願ひたいと思ひます。(山下義信君「了承しました」と述ぶ)

○委員長(重盛壽治君) 速記をやめて下さい。

○委員長(重盛壽治君) 速記を始めて下さい。

○政府委員(山下春江君) ただいま厚生大臣からいろいろ御答弁を申し上げました点に關しまして、補足發言をさせていただきます。ただいま山下先生及び相馬先生の動議の点に對しましては、厚生省とく前から本健康保険法案の御審議に間に合うように、たとえ要綱だけでも厚生省の熱意のあるところをまとめましてお示しを申し上げたいと存じております。いろいろな問題が広範にわたるものでございいますので、まだその段階に至っていないことはまことに申しわけなく思つておりますが、この健康保険に關しましては、本年度はすでに予算におきまして、先生方あるいはその片りんを御承知であらうと思ひますが、いろいろ予算折衝に當りまして私ども微力ながら全力を傾けましたが、財政

上の都合で必ずしも厚生省の意に満たないものになりましたが、しかし三十二年以降はかようなことのないように、これは今年度十分な検討をいたしまして、やはり定案をもつて臨むべきものであると確信いたしますので、三十二年度に當りましては、健康保険の国庫補助に對しましては、健康保険の臨みたいと思ふのであります。

それから未加入者三千万人に對しましては、私ども実はあと先になつてはなはだ恐縮でございますけれども、今回の健康保険の御審議を終了させていただきますました、通過をさせていただきますました。あとは、もうその翌日から取りかかしまして、五カ年間にこの三千万を必ず私どもはあらゆる努力を傾けて、保険に全部加入してもらつたような措置をするといふことで、はなはだばんやりした数字ではございますが、この段階では幾ら要る、この段階では幾ら要る、ただいま山下先生がちょっとお触れになりました五カ年の最終には、三百二十万を要しても、これはどうしてもやらなければならぬ。それは今残つておりますのは、御承知のように、五人未満の工場とか、あるいはそのほか生活保護の人もございまして、いろいろ低額所得者の、非常に困窮な方々、あるいは困難なケースがまだんだんとに残りますので、それらに対する措置、あるいはその場合における結核対策等を勘案いたしまして、相当の国費を注ぎ込まなければ完了いたさないことも承知いたしております。で、厚生省としては何といたしまして、政府全体にこの点では賛成してもらひまして、われわれの五カ年計画による社会保障の中核をなすこの医療保

障だけは、不十分ながら国民皆保険の線を出したい。従ひまして三十二年からは国保に對しましては強制設立をもつて臨んで完備を期したいといふことのために操作をいたしております。たが、この御審議に、数字その他のわれわれの考へておる構想が文書をもつてお示しできなかったことを大へん申しわけなく、遺憾に存じておりますが、さような熱意をもつてこの問題に取組んでおりますので、何とぞその辺の御了承を賜ひまして、本日の御審議を願ひならば非常に幸いと存ずる次第でございます。

○山下義信君 一、二箇簡単なことを御質疑したいと思ふのでありますが、今田村委員のお取り計らひによりまして、たまたまの問題は明日に持ち越しまして、政務次官の御熱意のある答弁をいただまして私も承いたしたいと思ひますが、よろしゅうございいますか。

○委員長(重盛壽治君) どうぞ。

○山下義信君 本案の審議を今日まで当委員会がやってきて、結局主として御論議をさせていただきましたのは、保険医に対するあるいは医療機関に対する立ち入り検査の問題、一部負担の問題、そういう点が重点的に論議されてきたのであります。本日は本案の重要問題である国庫負担に若干触れられまして續いて提案理由の根本でありまして政府の全体的計画を伺ひかけてここに至つたのであります。本改正案の重大問題の一つであります。これは、言うまでもなく保険医に對する二重指定の問題であります。これはまだ当委員会では御論議がつかつてないの

であります。どうしてもこの点はお互いに触れておかなければならぬのではないかとと思ひますので、本日はその点を少し簡単に伺つておきたいと思ふ。今回政府は登録と指定という二つの方法をおとりになったのであります。そこでまず伺いたいと思ふことは、登録とは何ぞやといふことなんです。私はいつもこういうことを伺つて済まないものであります。一部負担とは何ぞやと、こういうことを申し上げまして大へん御迷惑をかけたが、一つ登録とは何ぞや。そして手続は法律に書いてありますから読めばわかる、登録といふことは一体何であるか、その性格は何であるかといふことを一つこの際明確にお示しを願ひます。大臣から御答弁願ひます。

○國務大臣(小林英三君) 改正案に規定してございましては、医療担当者が出たをいたしました場合には、医療担当者として登録をいたしました。医療担当者として登録をいたしました。しかもそれはその方の生存するまでその者が登録をいたす、こういうことでござい

○山下義信君 いや、手続を聞いておるのじゃないのです。今おっしゃったのはちよつとおかしい。登録といふのは届出ですか、届け出ればいいんですか、法律に届け出ればいいと書いてないように思ふのですが、二重指定は重大な問題ですから、私は大臣から大体をお答え下さつて、あと事務当局が補足なさるのが当りまえです。届出じゃないでしょう。そんな届出でなくて登録でしょう。届出と登録は違ひます。

○國務大臣(小林英三君) 手続ではないというお話でございますが、登録と

でありまして、どうしてもこの点はお互いに触れておかなければならぬのではないかとと思ひますので、本日はその点を少し簡単に伺つておきたいと思ふ。今回政府は登録と指定という二つの方法をおとりになったのであります。そこでまず伺いたいと思ふことは、登録とは何ぞやといふことなんです。私はいつもこういうことを伺つて済まないものであります。一部負担とは何ぞやと、こういうことを申し上げまして大へん御迷惑をかけたが、一つ登録とは何ぞや。そして手続は法律に書いてありますから読めばわかる、登録といふことは一体何であるか、その性格は何であるかといふことを一つこの際明確にお示しを願ひます。大臣から御答弁願ひます。

定の目的を、解説して下さい。これはたとえ病院だとか非医師の開業、管理業者というふうな場合でないときは、個人の保険医、個人の診療所、個人の保険医即診療所という場合には、それでも二重指定は要りますか。あなたは要ると思いませんか。登録と、その機関と、その機関の指定制度と二つ要ると思いませんか。もし個人の場合で、個人の診療所でも、この新しいシステムが、二重指定がよろしいということならば、どういふところがよろしいのか、おっしゃって下さい。

○政府委員(高田正巳君) 私どもがこの機関の指定と、個人の登録との両方の建前で今回の改正を御審議を願っておりまします。先ほど申し上げたようなこととでございます。機関の指定一本でございます。先ほど申し上げましたように、診療の独立性というふうなこともござりますので、必ずしも実態を全部おしえておかない、かような観点から、私どもといたしましては、先ほど申し上げたように、この指定と登録との関係を考えたわけでございます。

それから、実際上はどういう利便があるかという仰せでございますが、これはまあいろいろござりまするけれども、この一、二気のつきました例をあげてみますれば、開設者が、病院のように、まあいろいろ公共的なもの、財団法人というふうなものという場合におきまして、それから開設者が個人で、診療所の場合におきまして、同様でございますが、開設者の責めに帰すべきこととござりまするけれども、従来のような保険医の指定ということになりますと、開設者の責めに帰すべきこと

であつても、その責任は保険医の方に問われなければならないというふうな関係になるわけでございます。さうなことが今度は明らかになると思うのでございます。

なおまた、大きな医療機関等、あるいは個人の、いや、診療所におきましても同様でございますが、二人以上医師がおられます場合に、その診療所全体としては、決してさうな方向でものを考えているわけではないけれども、ある一人の医師の不適當なる行為のために、まあさういふことが起つたというふうな場合におきましては、機関の指定一本でございます。その機関の指定の取り消しをしなければならなくなつてくる、さういふことは実際にそぐいせんので、その間特定の医師の登録を取り消しをいたしまして、機関の指定というものはそのまま残して参るということもできるわけでございます。それから、山下先生の、個人開業の場合はどうだという仰せでございます。私どもは今日医療法におきまして、医療機関として病院と診療所というものは同じような扱い……いやいろいろ取扱いの中身は違ひますけれども、医療機関として、病院と診療所というものを認めておるわけでございます。しかも診療所におきまして、二人以上医師のおいでになる診療所もありますれば、一人の診療所もあるわけでございます。さういふものを医療法は特別に区別をいたしておりません。従いまして、私どもといたしましては、個人の開業の診療所も、医療法の建前と同じように診療所、二人以上おられる診療所と区別することなく、あるいは無床の診療所

ありまして有床診療所と区別することなく、同じような法律上の取扱いにいたしたわけでございます。もしそういたしませんと、二人以上おるところでは、それは機関指定だ、一人のところではそれは個人指定だということになります。代診の先生をお雇ひになつたときには、またそこで指定の切りかえといふものをやつてゆかなければならいせん。二重指定、二重指定といわれておりますけれども、ただいま御審議願つております建前は、機関の指定と個人の登録でございます。むしろ機関の指定と個人の指定と二つ並びますと、いわゆる二つの指定といふものが出て参るわけでございます。個人で、一人で開業なさつておいでになるところがまた新たな医師を雇ひ入れたときは、これはまた一つ指定のやりかえをしなければならぬといふふうなこととございまして、いかにかかと存じまして、医療法の建前等も勘案をいたしまして、法律上御審議をいたしたいおるような形に私どもとしては整理をいたした次第でございます。

○山下義信君 いろいろこれには問題があると思ひますが、これは保留しておきましよう。

一つだけ私がきよりの最後に何うのは、指定に期間を設けましたね。政府原案は二年、衆議院は三年、その期間を設けた理由は……何のために期間を設けたのか。

○政府委員(高田正巳君) 指定と申しますのは、先ほど申し上げましたように、行政庁と医療機関との、保険診療をお願ひします、よきといたう関係を結ぶ契約と私どもは解してありますので、契約には約定期間があるのが普通であるという意味で、期間を設けた次第でございます。

○山下義信君 この指定には取り消しがあるじゃないか。取り消し処分があるのに期間を置く必要はどういうわけであるか、契約がいつでも取り消すことができるから、あなたの方で取り消すことができるじゃないか。

○政府委員(高田正巳君) 医療機関の指定には取り消しということがござります。しかしながら、これはその法律案でござんをいただきますように、勝手に取り消しができるものではございません。ハルハルと制約があるわけでございます。なおまた、先ほど私が申し上げました御説明にさらにつけ加えまして、私どもが指定に期間を設けました理由の一つといたしましては、医療機関といふものを押えておきますので、その医療機関の同一性というものは、これは保持してゆきましないと、最初指定をいたしましたときと非常に事情が変わつてきたといふふうな場合も考え得るわけでございます。例をあげて申しますれば、そこに勤務しておられるお医者様の方々のほとんどが保険医ではなくなつたといふ場合も考えられるわけでございます。さういふ人が変わつたり、いろいろいたしまして、さういふふうな場合も考えられるわけでございます。機関との関係といふことになりましますと、事情が年がたつに従つて変更を参ります。従いまして、一定の期間をつけまして、そうしてさらにその際にまた新しく一つ契約を更新するとか、あるいはもう向うがいやだとおっしゃる場合もあるでございまいしょう。新しい関係を結んで参るといふことの方が妥当ではあるまい

か、かような見解に立つておるわけでございます。

○山下義信君 わかりました。指定に期間をつける、二年、三年に限る、悪いことをしたら、違法のことがあつたら取り消すことができるので、つまり契約途中でやめることができるのですから、悪いことがあつても、何も指定期間中じつと二年過ぎなければ処分せぬといふのじゃないのですから、ですからいつでも契約解除、すなわち指定の取り消しということができるのだから、期間といふものをおかなくてもいいだらうと、悪いことをしたときのことを考えると不必要のように思う。ところが政府の今の御説明によると、いや、さういふ場合だけではない。いわゆる善良な指定医の場合でも、期間がきたらば、情勢の変化によつては更新する場合がある。その目的に期間を設けた。交代させる場合がある。これははっきりしてあります。その目的ならその目的で一応はつきりする。それで期間がきたらば、これは不適當だから、これは不都合だから再び再指定をせぬといふような場合を半分考えると、それは取り消しということがあるのですから、何も期間の満了を待たなくてもいいように思ひますが、さういふ違法のことをしなくても、不法なことをしなくても、正常なことをやつておつても、諸情勢の変化によつては更新する場合があります。さういふ目的で期間が定められていることならば、その理由は、可否ともかくとして、目的はわかります。それに指定を

するに指定は契約の意味だというお言葉があったのですが、政府はその解釈、方針ならそれでよいが、その指定にはこの法律に基盤がないが、どういうわけですか。こういう基盤のものに合致した医療機関には指定する、あるいはこういう基盤で指定の選考をするのだという基盤が示してないのはどういうわけですか。（官僚独善だよ）と呼ぶ者あり）

○政府委員（高田正巳君） 指定の条件というものは設けておりませんが、勝手に行政庁が官僚独善でどうこういたすというふうなつもりはさらさらございません。それは法律の条文にも表われておりますが、機関指定を行政庁が拒みまする場合には、他のいろいろな場合と違ひまして、医療協議会の議によらなければならないというふうに立て、諮問とはこれは違ひまして、医療協議会で拒むことはならぬと定められましたならば、行政庁はそれに反してそれを拒んだりすることはできないような法律の条文になっております。さうな点で、私もといたしましては、機関の指定につきまして、役所側が勝手にどうこういたすというふうなつもりはないのでございます。

○山下義信君 それであの指定の拒否をしますね、指定しないという拒否をしますね、法律によりますとね。そうすると、その拒否に不服があったらば、不服の申し立てはできますか。

○政府委員（高田正巳君） この点につきましては、別にこの健康保険法の中で、不服処理の手続は設けてございません。

○山下義信君 それで何かなければならぬが、書いてないですね。そう

すると、指定の拒否を受けた医師は、その拒否が不法な拒否であるということとはどうして、何を基準に言うことができませんかね。あなたの方には指定する基準がない。従って指定拒否の基準もない。そういうことならば、その指定拒否が不法である、違法であるということは言えませんか。拒否された方の側では、そんなら行政訴訟でせいい、何でもせいいいっても、あなた、基準があるならば、その政府の指定拒否はこの基準に反しておる、この基準に反して指定拒否をしたというところ、その不服申し立ての事由が立証ができますが、あなたの方で基準を設けておかれぬことになれば、指定拒否を受けた場合の、その医師の不服の申し立ては、何をもとに言い立てたらいいたしやうか。

○政府委員（高田正巳君） 指定の基準というものは、その指定というものが法律上私どもは契約と考へておられますので、特別な基準は設けておりません。ただ先ほど来、それで非常に片手落ちな関係ではないかという仰せでございまして、この法律関係をよく御検討いただきましますと、医療機関の方では、自分でやめたかたたらいつでもやめられる、一カ月のあれでございまして、予告期間を設けて届け出がなければいつでもやめられるというところになっていくわけですね。いつでもその関係は解消できる、ところが、この行政庁側におきましては、その解消というものは、途中、契約期間内における解消というものは、これは何か悪いことがあって、しかも四十三条の十二でございまして、こういうそれぞれの条項に当たった場合でなければ、その関

係を免れることはできない。しかも、その取り消しという行為も、医療協議会というふうなものに諮問をいたしてやる、こういうふうにして、この行政庁の方はいろいろ縛られておるわけですね。相手方は全然縛られておるわけです。しかもまた、指定の更新のときには、その指定を拒む場合には、行政庁が拒む場合には、先ほど申し上げましたように、医療協議会の議による、諮問でなく議による、こゝまで縛られておるわけでありまして、さうなことから言いますれば、私は決して私どものな意図でないことは御了承いただけるものと考へております。

○山下義信君 私はこれでさうのとすることはやめます。あと保留しますが、今の保険局長の言ひ分は、保険医になるうとならぬと、それはお前さんの自由だ。だから断つたからといって不服を言う必要はないじゃないかというところと同じだ。そういうことを言っておる。そういうことを私はただその法律の不備を弁護するいわゆるこれが詭弁で、この保険指定医制というものを設けておいて、そうしてその指定が拒否せられた、その社会的な信用や、それらの損害なんというものを全然考慮しない、保険医になるかならぬかはお前さんの方の自由意思にまかせてある建前になっていくから、指定を拒否したって、そんなことをぶつづつ言う必要はない。だから申し立ての道も開いてなければ基準なんか設けてないから、拒否の処分が違法であるという申し立てをする形はなくても文句を言うことはしないじゃないかというのと同じであって、私はこういうのは納得しが

たい。あとは保留します。

○須藤五郎君 関連して一つ聞きますが、お医者さんは国家試験でとにかく医師の資格を取って、これで生活をちゃんとやっていく権利を得ているわけですね。ところが、今度は厚生省の方針でも、とにかく国民は皆健康保険に入るようにしようという方針なんですよ。皆保険にしようという方針。そういうときに、あなたたちの言うような取り消しなどということをするならば、お医者さんの生活権というものは脅かされることになるのじゃないのですか。どうなんですか。これは人権問題ですよ。そこをどういうふうに考へているか……。

○政府委員（高田正巳君） お医者様は医師の免許状を持って医療に従事なさるといふ資格があるわけではございまして、から、その方個人につきましては、私どもの方は登録という制度で、これはどういふ方であっても法律上登録をいたすという建前になっております。しかも、それは無期限でございまして、それで今のお話に出ておられます問題は、医療機関の問題、医療機関はこれはあるいはいろいろな種類の医療機関がありまして、まあたとえば例をあげますれば、自分の組合の組合員である者だけを診療しようという医療機関もございまして、あるいは、たとえばあるところに、職場に働いている人の診療をしようという医療機関もございまして、しかしながら、ここで申します指定医療機関と申しますのは、さうな限定をされたものでなくして、だれでもそこで診療をしていただくという、まあ相手方からいへば義務を課せられるわけではございます。従いまし

て、医療機関という問題になりますと、今のような関係もございまして、で、別にその指定の条件というものを設けなかったからといって、法律上の条件というものを設けなかったからといって、医師の生活権を脅かすものであるというふうには私は考へておりません。

○相馬助治君 今高田保険局長の答弁は、事務当局としてはこういうふうな法律を読むのだというのをあなたと云うておいでになる。話の筋は通っているように一見聞える。しかし具体的な問題としてはそういうふうに冷酷な言い方をしてはならぬと思う。

大臣にお尋ねしますが、大臣、ものにたとえてみると、ある人間がおれは人間だから自由を持てているのだ、こう言ふたところが、これに返事して、お前には自由を与えたいと思つたけれども、いろいろ考へてなかなか与えられないから、しかし全然自由を剝奪はしないのだ、お前には死ぬ自由を与えるから死にまいなさいというのにひとしいと思ふ。また、この取り消された医者は、取り消されるに値する厚生省側から言へば理由があると思う。しかしながら、その医者はどこかの機関に何らかの方法で、自分が取り消されたことは不服であるというところの訴える道が許されていなければならぬ。今は刑事被告人ですら、これは法の示すところによつて上告し得る道がはつきりと許されている。こゝういふふうな不利益処分に対する上訴の道が開かれていないことについて、私は、私もは不可解だ。大臣どうですか。これは政治問題として……。

○國務大臣（小林英三君） 今の相馬さ

○国務大臣(小林英三君) 法律にはた
だいま御審議を願つておるようなこと
でお願いをいたしておりますが、そ
の運営につきましては、こまかい運営
につきましては、ただいま私が申し上げ

○須藤五郎君 それならば、そういうことを絶対にしないか……。

○国務大臣(小林英三君) 今、後段の御質問はどういう御質問ですか。

○須藤五郎君 そういう考えは持って

計画ヲ決定スベシ
前項ノ基本計画ハ關係都道府県知
事ノ意見ヲ聴取シテ決定スベキモ
ノトシ昭和三十二年度以降十箇年
ニ亘ル内容タルベキモノトス

この法律は、公布の日から施行する。

五月二十三日日本委員会に左の案件を付託された。

量に対する教育扶助の経費は、義務教育機会均等の確立を期する観点からして、政府において特別の財政的措置を講ぜられたいとの請願。

第一四四三号 昭和三十一年五月十七日受理

療術既得権存続に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市西原町二、八五六 福上久与

紹介議員 植竹 春彦君

昭和三十年法律第六十一号により療術は、昭和三十三年限り禁止されることになつてゐるが、これは療術の社会的存続価値を無視して理由なくその既得権を奪おうとするものであるから、第二十二特別国会における附帯決議を實現して手技、電気、光線、温熱、刺けき療術が、それぞれ従来の名称により業務のできるようすみやかに立法措置を講ぜられたいとの請願。

第一四四四号 昭和三十一年五月十七日受理

結核回復者の後保護施設設置に関する請願

請願者 愛知県豊橋市議会議長 山本一二

紹介議員 河井 彌八君 山本 米治君 田中 啓一 君 井野 碩哉君

最近の結核患者は漸増の一途をたどり現在約四十万人の入院患者を擁しているが、これに在宅結核患者を加えた場合の患者数は実にばう大な数となる。かかる患者の中、軽患者を一定期間収容し、適応した軽作業を与えつつ治療を施して全治への段階を進ませるための施設を、国及び県において新設又は増設せられたいとの請願。

第一四四五号 昭和三十一年五月十七日受理

合併実施都市の保育所措置費及び保護

者負担額の級地は正等に関する請願

請願者 愛知県豊橋市議会議長 山本一二

紹介議員 河井 彌八君 山本 米治君 田中 啓一 君 井野 碩哉君

保育所措置費中、事務費の限度額並びに措置児童の保護者負担徴収基準については、前者は一般公務員の勤務地手当による地域差、後者は生活保護法による地域差がそれぞれ附されているため、合併実施都市においては新市域と旧市域間にいちじるしい不均等が生じ、運営上支障があるので、全市域同一の取扱いに改められると共に、現徴収基準の保護者負担を軽減せられたい。なお、保育所措置費を徴収するに当り同一市内に二以上の保育所がある場合は従来どおりフル計算の算定方式に改められたいとの請願。

第一四四六号 昭和三十一年五月十七日受理

国民健康保険の完全実施に関する請願

請願者 愛知県豊橋市議会議長 山本一二

紹介議員 河井 彌八君 山本 米治君 田中 啓一 君 井野 碩哉君

国民健康保険事業を実施している各市町村は、現在赤字で経営上幾多の困難に遭遇し貧困な市町村財政からの繰入金によつてようやく本事業をささえている現状であるから、国民健康保険事業の実施を市町村の義務制とするよう国民健康保険法の第二条を改正するとともに国庫補助金を三割以上に増加せしめ、すみやかに保険財政の安定を計りたいとの請願。

第一四四七号 昭和三十一年五月十七日受理

清掃事業に伴う財源拡充強化の請願

請願者 愛知県豊橋市議会議長 山本一二

紹介議員 河井 彌八君 山本 米治君 田中 啓一 君 井野 碩哉君

清掃法は昭和二十九年七月施行されたが、法に基く清掃実施のために要する諸施設並びに資材の整備については、現下の窮乏せる地方財政下においてはその実施が困難であるから、これが打開策として清掃法第十九条に規定する財源的裏付けについて充分措置せられたいとの請願。

第一四四八号 昭和三十一年五月十七日受理

民間電気治療営業禁止反対に関する請願

請願者 神奈川県足柄下郡仙石原村イタリ 杉本基蔵 黒川 武雄君

昭和二十年法律第二百七十七号及び同三

十年法律第六十一号によつてあんま、はり、きう、柔道整復を除く医療

類似行為、とくに、民間電気治療を営

業とすることが禁止されたのは、日本

医療の進歩を阻み、いちじるしく国民

の利益を損うものであり、一方におい

ては、現在の医療の不完全を他の治療

手段によつて予防、治病等保健の目的

を達しようとする多数の病弱な国民の

自由意志を束縛し、他方においては、

偏狭な医療政策に名をかりて善良な療

るから、公正に実情を調査検討の上、すみやかにこの誤りを訂正するため適切な処置を講ぜられたいとの請願。

第一五二〇号 昭和三十一年五月十八日受理

教護院の国立移管に関する請願

請願者 栃木県塩谷郡矢板町栃木県立那須学園内 安原正一

紹介議員 佐藤清一郎君

現下の青少年不良化激増に対する方策は、教護事業を国営として教護院の機能を強化することであるが、さいわいに教護院の経常費の八割は国庫負担となつており、全部を国立に移管しても国家の財政にはなほだしい影響はないと思ふから、すみやかに教護院の国立移管を實現せられたいとの請願。

第一五二二号 昭和三十一年五月十八日受理

教護院の国立移管に関する請願

請願者 栃木県塩谷郡矢板町栃木県立那須学園内 関谷義夫

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第一五二〇号と同じである。